

議会基本条例策定代表者会議

○平成25年11月19日（火曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 16名

座 長	森 戸 洋 子 議員		
副 座 長	宮 下 誠 議員		
	中 山 克 己 議員	湯 沢 綾 子 議員	
	鈴 木 成 夫 議員	白 井 亨 議員	
	片 山 薫 議員	林 倫 子 議員	
	渡 辺 ふき子 議員	小 林 正 樹 議員	
	斎 藤 康 夫 議員	百 瀬 和 浩 議員	
	水 上 洋 志 議員	五十嵐 京 子 議員	
	板 倉 真 也 議員		

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
議事係長	内 田 雄 介	庶務調査係長	清 水 伸 悟
庶務調査係	前 坂 悟 史		

午前10時06分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に本日の進め方が書かれておりますが、前回に続いて、引き続き素案たたき台について協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

前回、何が議論されたかということを確認させていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。議会事務局から出されている小金井市議会基本条例素案たたき台（修正後）の方で見ていった方がいいのかなと思っておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

前文については、まずは11行目の「議会は」というところのパラグラフですが、「小金井市議会は」ということで、「昭和33年の市政施行以来」というのは削除するということが確認をされました。

もう一つは、一番最後の行ですかね、「ここに小金井市議会の最高規範として本条例を制定する」ということが確認されたとは私は認識しているんですが、それでよろしいでしょうかね。確認、確定したところ、「こっちの対照表の方」と呼ぶ者あり）対照表の方でね。ということで確認を

されたかなと思っております。

あとは、議論になったこととして、「多様な民意」という表現が2回出てきているけれども、うまく整理ができないかということですね。それから、白井議員から「市民に信頼される議会を目指す」というのを付け加えてほしいという提案がありましたが、これは条文の方にも出ているのでということもあって、追加をしないということになりました。

それから、民意を集約する役割というところ（「合議制という言葉の」と呼ぶ者あり）そうですね、独任制と合議制の表現はどうか。それから、「民意を集約する」というのがありますが、これは上から7行目、この表現はどうかという意見ですね。これはちょっと議論があるのかなと。

それから、下段から6行目の「また、市民の視点に立ちつつ」という、この「市民の視点に立ちつつ」という表現について、もともと市民の代表なのだから必要ないのではないかという意見が出されております。

それから、真ん中辺りの「小金井市議会の特徴」の中で「少数会派の活動を保障する議会」というのは、「全議員の対等、平等な活動」という言葉に変更してほしいという意見が出されたということです。

まだ解決をしていない問題が幾つかありまして、一つ一つ丁寧に行っていきたいと思います。また、自民党会派の方からは、今後、新しい提案があるということで、提案方法についての意見集約用紙を活用して、それぞれが変更などがあれば、また提案があれば、その用紙を使って変更なり提案をしていただくということになりました。

大体そういうところかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、「多様な民意」というのが上から7行目のところに一つ出てきているんですね。それから、下の「市民の多様な意見を反映し」というのがあって。（「どっちな「多様」を削ってしまうとか」と呼ぶ者あり）ここは「民意を集約する役割が」ということとちょっと一体となって文章は考える必要があるのかなというのは思いますけど、削ってしまう。どっちを。（「どっちな。余り勝手なことを言っているのかな。ちょっとみんなの意見を聞かないと、余り勝手なことを言ってしまう」と呼ぶ者あり）そうですね。（「2回出てくるでしょう。上の方、7行目と15行目」と呼ぶ者あり）

○片山議員 二つを整理するかどうかということの先に、「民意を集約」というところが割と意味としてどうするかということを経験して、それを決めてから考えたらどうでしょうか。

○五十嵐議員 私も同じ意見なんですけど、「多様な民意」という、特に上から7行目の方は、ここはあった方がいいという感じがします。基本の、最初の段階で、こういうふうに入った方が。だから、後の方の「多様な意見」というのが本当に、ちょっと多過ぎるという印象になるかどうか、もう一回ずっと読んでみないと分からないなと思って、多いから削ればいいのか、そういう単純なやり方でもないかなと思っておりますので、それはちょっと後にしてもいいと思うんですけど、「民意を集約する役割」というところが、私も議会の役割として、根本的にそう言っているのかということのを

ちょっと議論した方がいいというような気がするんですね。

つまり、多様な民意が集まっているから複数の議員がいるので、集約しなくてはいけないときもあるかもしれないけど、集約という形でなくて、そのまま多様な民意があるという状態のことも議会として必要だという部分もあるのではないかなという思いもありますので、必ずしも、「集約する」とここに書いてしまうと、いつも何かを集約しなければいけないというふうにとられてしまうと誤解になるかなという感じがちょっとしたので、この民意の集約という役割がそうなのかなと思ったんですね。

結論としては、例えば議案の提案だとかということになると賛否を問うわけですけど、採決をして多数によって決めていくということは、方法として今までやっている、あるわけですが、それが集約という言い方になるかどうか、ちょっとそこが疑問だなと思ったんですね。

○白井議員 基本的な話なんですけど、集約という言葉の意味を、すみません、厳密にちょっと解説いただけませんか。（「広辞苑、持ってくるか」「一応広辞苑は持ってきました」と呼ぶ者あり）

○飯田議会事務局次長 広辞苑にも簡単にしか出ていないんですが、「集めてまとめること」しかちょっと書いていないんですね。

○森戸座長 ありがとうございます。

○白井議員 今の次長の解説によると、集めてまとめるというのが集約という意味だということで、集めてまとめるだけでは、議会の役割ではないと僕は思うんですね。だから、上に書いてあるように、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くす、これがやはり議会の役割であって、集めてまとめるということをこの下に改めて入れることは、ちょっと下のレベルのことを言っているのかなという気がしますので、ここは、ちょっと文面の調整は必要ですけど、削除するという方向でいいと思います。

○森戸座長 削除して、どういうふうにしたら。

それで、すみません、ちょっと議論の進め方として、前回の議論を進める際に、文章を削除してほしいとかいうことを言われて、それはいいんですけど、では、そのかわりにどうしたらいいかという対案もご一緒に示していただくと議論がしやすいかなと思いますので、ちょっとそこをお互いに努力していければと思いますので、よろしく願いいたします。

○水上議員 民意の集約というのは私からも問題提起したことで、民意を集約するという役割は、一つにまとめるという意味ですよ。議会はそういう役割を本来、持っているものなのかなと。それぞれ、いろいろな市民の多様な意見を反映するということはあると思うんですよ。ただ、それを一つにまとめていくというのは、そこはちょっと違うのではないかなと僕は思うんです。まとめられるものもあるけれども、賛否がやはり分かれることもあって、それを無理にまとめようとすることもできないということもあると思うので。だから、この集約という言葉は、僕はやはりちょっと意味合いが違うのではないかなと思うんですよ。

要するに、さっきの「多様な」ということが二つ出てきていると。上の7行目のところは、議会

の基本的な機能として、こういう役割があるんだということが書いてあって、下の段の「民意の集約」というところは、これまで以上に期待されると。どういうことが期待されるのかという中で書かれているものだと思うんです。僕は、上はこのままでいいとしても、下のところは、具体的に書かないで、例えば「更なる役割発揮が求められる」みたいな、ちょっと漠然とした言葉で、こういう自己決定権が拡大する中で、議会に求められる役割というか、期待される役割ということについて、今後、努力していくんだみたいなことで述べておいた方がいいのではないかなと。ちょっと具体的な言葉でまだ言えないので申し訳ないんですが、そういうふうにまとめたらどうかなと思うんです。

だから、「市民の多様な意見を反映し、民意を集約する役割」という具体的な言い方はちょっとなくして、これまで以上に期待されるというのは、中身はいろいろこれから、違いもあったり、そして議論もしていくところだと思うんですよ、具体的にどういう役割を発揮するのかということになってくると。その辺は、だから、ちょっと漠然的な言い方にしておいた方がいいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○森戸座長 漠然とした言い方がいいということですか。

○水上議員 更なる、何か権能の発揮が求められるとか、議会改革が求められるとか、そんなことにしておいたらどうかなと思うんですけど。

ただ、ここで、その役割、これまで以上に発揮される、期待される役割として、前回の議論なんかで集約されてきたのがこの二つなんだということだったら、その辺はちょっと、その議論の経過なんかも示していただければと思うんですけど、余り具体的に言えるものなのかなという気がするんですよ。

○五十嵐議員 それと併せて、「しかし」から「求められています」の6行の部分を一緒にまとめたらどうでしょうか。何か、前に長過ぎるというご意見もあったので、ここの6行はまとめられそうな気がしますよね。

○森戸座長 そうですね。

今、皆さんからご意見を頂いて、削除した方がいいという白井議員のご意見もあるんですが、民意を集約するというのは難しいという水上議員の意見などもあって、これはなかなか難しいかなと思っています。

それで、五十嵐議員がおっしゃったように、「しかし」から「また」の3行をまとめて、「しかし、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で」で、ちょっと「市民の視点に立ちつつ」というのは入れておきますよ。疑問はあるんだけど、入れておいて「市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より……」というふうに持ってきたらどうでしょうかね。（不規則発言あり）そう。その方が何か分かりやすいですね。地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会の役割としては、やはり市長とは独立している機関だという、自律性を高めて、執行機関を監視して、政策を立案する活動をより充実、強化して、情報公開と市民参加を拡大する。これは議会のということですね。議会の情報公開と市民

参加を拡大し、説明責任を果たすと。議会が説明責任を果たすということが求められているんだと。自己決定権が拡大する中で、結局、議会は議決する役割がありますから、そういう点では。ということではいかがでしょうか。

○片山議員 「議会は」という主語が……。

○森戸座長 ないね。

○片山議員 「自己決定権が拡大する中で、議会は」、そこまで。

○森戸座長 そうですね。「議会は、市民の視点に立ちつつ」。（「そうだね。その方が自然だね」と呼ぶ者あり）はい。「しかし、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての」うんぬん「求められています」ということで、とりあえずそういうところでまとめてみていいですか。また何か文章がおかしかったら、もう一回ちょっと見直すことも必要だと思うんですが。では、それでいきたいと思います。

次は、（「合議制」と呼ぶ者あり）合議制もあるけど、「市民の視点に立ちつつ」ということです。

○五十嵐議員 ちょっと私がどう理解していいかというところがあるので、伺うというか、あれしているんですけど、「市民の視点に立ちつつ」というのと、それから、言葉で言うと「市民参加を拡大し」という、その二つが、要するに、どう理解していいかなというところがちょっと分からないんです。もともと市民代表なわけですよ、議会は。市民の声を反映するために、議会というところに来て役割を果たしているわけですよ。だから、市民の視点は当然の話なわけですよ。

そういう意味では、市民代表であるということを考えると、議会が改めて市民参加を拡大するというのはどういうことをイメージして言っているのかなというのがちょっと分かりにくいな思っているんです。要するに、議会が市民の感覚から離れている現実があるから、そこへ戻るといふことの意味で「市民の視点に立ちつつ」という言葉が必要なんだということなのか、あるいは、議会が閉鎖的なところだから、市民参加が必要なんだという意味で言っているのか、ちょっとその辺が、ここの二つの言葉をどう解釈していいかなと思っけていまして、この辺は前期に関わった方たちのご意見を伺えればと思います。

○森戸座長 この問題は、食育推進基本条例制定などが実践的には市民参加だったのかなと思うんです。食育推進基本条例を策定する過程の中では、熱心な有志の方も入って、条例の中身を検討してきたわけです、最初から、スタートして。ある意味、今後の、例えば議会が条例を制定する場合に、そういう市民の声を聞いて進める。

今、行政はパブリックコメントをやるではないですか。条例制定する際には、パブリックコメントをやって、そこから出た意見も加味しながら条例を制定するということを行っているわけです。これは市民参加条例でうたわれているんですが、市議会にはちょっとまだそこがない状況で、今後は、やはり議会が条例を策定するという場合には、パブリックコメントを始め、様々な市民参加の形があってもいいのではないかなということなんですね。そういう意味での市民参加も含まれているということです。だと私はちょっと認識しているんですが、副座長、あれば。

○宮下議員 そんなところかなと。

○森戸座長 ただ、例えば、具体的に政策討議会とか、市民と語り合う会とか、そういうことになるとまたちょっと、いろいろな意見の違いはありました。では、市民と語る会を議会がやって、市民から出た意見をだれが行政に伝えて、どう解決して、それをまたどう報告するのかということなども非常に重い課題になるということもあって、そこまではできないということで、これは不一致だったかなと思っているんですが、少なくとも食育推進基本条例を作ったような市民の参加というのはあってもいいのではないかとすることを想定していると。

○片山議員 私は意見なんですけれども、市民参加については、今おっしゃった政策提言であるとかということもありましたけれども、議会報告会については、一応一致してやるということにもなったわけなので、その中でも、やはり議会報告会をどのような形にしていくかによって、市民参加を、また新しい場を作るということもあり得ると思っているんですね。ですので、やはり市民参加の在り方というのをどういうふうにしていったらいいかは、その時々でいろいろと市民と相談しながら変えていくというか、考えていかなければならないのではないかなと思うんです。

また、市民の視点というのは、私の考え方ではあるんですけれども、なかなか議会というこの場に入ってしまうと、一般の市民、ただの市民というんですかね、議決に関わるような立場でない市民だったときの感覚とか考え方をどんどん忘れてしまうというか、そういうことがあり得るのではないかと思いますので、常に反省をしながらという意味も込めておいた方がいいような気はしているんですよ。市民代表ということはもちろんなんですけれども、立ち返るといいますかね、常に立ち返りながらという思いは持っておいた方がいいのではないかなと、私は意見としては思っているところです。

○中山議員 市民参加、我々、市民の方々によって選ばれた代表であるわけですから、議会で市民の方々の意見を一つでも多く反映させるように努めていくというのは当然のことであって、食育の、先ほど座長がお話しになったような例なども非常に重要だと思うんですが、一つ気になることは、いわゆる声が大きい人の意見が反映されてしまって、多くのサイレントマジョリティーの声が反映されないというところには、私はやはり問題があると思っていまして、現状、小金井市議会がそうであるという意味ではないんですが。

昨日も総務企画委員会の視察で、近くの公民館を廃止するというような話になったときに、廃止しないでくれという付近住民の方の意見が非常に強く聞かれたと。ただ、自治体としては、全ての施設を維持管理していく上で、今後、予算的にも厳しいので、ここの施設は廃止したいというような議論といたしますか、説明をしたときに、一つ、電車に乗って1駅行っていただいて、その1駅先の駅前にある公民館を使ってくださいというような議論とかお願いをしたところ、それは嫌だというような意見が、廃止される公民館の付近住民から出てきたと。

結局、これは、これも誤解しないでいただきたいんですが、いわゆる住民のエゴイズムというか、エゴであるというような言い方をされていたんですが、要は、市政全体のバランスを考えると、進めようとする政策が本当に正しいのかどうか、これはきちんと慎重な議論を行ってやっていかないと。

といけない。ただ、一番影響を受ける近隣住民の方の意見が強くなってしまって、逆に、市民全体のサイレントマジョリティーの声がかき消される可能性もあるということで、私、一つすごく勉強になったなと思ひまして、こういった声なき声をきちんと拾っていける、本来の市議会の役割が非常に必要ではないかなということ、いわゆる住民参加、それから住民の声を聞くというのは非常に重要なことですし、我々もやっていかないといけないんですが、それが果たして全体の何パーセントの声であるかということも、やはり我々、認識していかないといけないなということ、ちょっとこの文言等々については考えていかないといけないのかなと思ひました。

では、具体的にどうしろというのは、ちょっとまだ代替案は出ていない。

○森戸座長 どの部分ですか。「市民の視点に立ちつつ」なのか「市民参加」なのか、どちらですか。

○中山議員 ごめんなさい、五十嵐議員の市民参加の意味という意味では、そういうことも考えていかなければいけないのではないかなという意見なんです。だから、それを含めると、どうしていけばいいかなと。

それで、市長は独任制で、いわゆる権限もあって、すぐに市長が考えた政策というのは実行できるわけですね。執行できると。そういう意味で言うと、民意を集約して、市民の多様な意見を反映しなければいけないのは市長であって、では、市議会は何をやるかということは、いわゆるそれだけの権限を与えられた市長に対して、きちんと行政のチェック機能を果たせるようなことをやっていかなければいけないなということ、それが間接的にというか、最終的に民意を集約して、市民の方の様々な意見を反映することになるのかなと思ひて、ちょっとどういう表現にすればいいのか難しいかなというところでもあります。

○白井議員 「市民参加を拡大し」という言葉でいくと、ちょっとある意味、誤解を与えてしまうようなニュアンスも含まれているのかなという気がしてしまひて、改めて五十嵐議員とかほかの方の意見を聞いていますと、ずっと「市民参加を拡大し」と繰り返していると、ちょっとやはり違和感を感じる場所があるんですね。

それは何かというと、さっきから言われている代表、僕は代表者というか、代理者という価値観ではあるんですけども、いわゆる市民から選ばれた代表であるという立場であるということでも、既に市民との関係というのはできているわけですね、基本的には。そこでまた改めて参加と、僕も市民参加、市民参加とよく言うんですけども、ここで余り市民参加を拡大して言うのは、ちょっと誇大なニュアンスで捉えられてしまうのは誤解を生じるのかなというのと、参加という言葉が、また市民が、基本的には受け身であって、特別な行動として参加するみたいなニュアンスもあるのは、私はちょっと違和感を感じるんですね。

そこで、例えば、これは何県かは知らないんですけど、長野県かな、飯網町議会の基本条例の第3章で、町民とともに考え、活動する議会という項目があったり、言葉が出たりとかするんですね。こういう考え方はすごくいいなと思ひて、要するに、ともにやるということが、例えばさっきの食育推進基本条例の話にも通じると思ひますよ。例えば、市民参加というよりは、市民と

協働するというようなニュアンスの言葉にかえてはどうかというのが私の意見でございます。

それが1案でして、2案目は、八王子市の議会基本条例第4条に「議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ」という言葉が入っているんですね。多分それをぎゅっと縮めたのが「市民参加を拡大し」という言葉になると思うんですけども、「市民参加の機会を広げ」というのが、もしかしたらもともとの案の伝えたいニュアンスなのかなという気がしますので、例えば、意味をちょっと、市民と一緒にやっという意味での協働という言葉に置き換えるか、「市民参加を拡大し」のもともとのニュアンスであると考えられる、例えば市民参加の機会を広げるという言葉にかえるか、そういった案をちょっと提案させていただきます。

○森戸座長 協働というのは協力に働くということですか。協力して働く方ですね。

○中山議員 白井議員が非常に的確にまとめてくださったかなと今、僕、直感的に思ったんですけど、やはり議会というのは、市民によって選ばれている代表者であって、そういったメンバーで組織されて、合議によって物事を決定する合議体ということで、住民の意見を多く反映させる議員の討論によって、それに沿った結論が得られるということが議会であると認識していますし、書籍などでもそういうふうに表示されていて、市民参加というところでは、やはり市民の方々とどういうふうに議会があるのかということを確認にしていた方がいいのではないかなと思います。

○森戸座長 もともと市民参加というのは、今、地方自治法上で認められているのは公聴会制度だと思うんですね。それ以外の制度というのはほとんどなくて、それでは本当に、今の自己決定権が各自治体に拡大する中では、各議会が本当に正確にというか、いろいろな市民の声を反映しながら議決をしていくという、また何かを決めていくというところで不十分ではないかという流れの中で、この市民参加をどうするかと。

白井議員がおっしゃったように、議会への市民参加の機会というんですかね、これをどう保障していくかということだと思うんですね。そういう意味で、何か私たち議員は市民の代表ではあるんですが、しかし、その代表としての議会が、何か重要なものを議決する場合でも、また重要な条例を提案する場合でも、今後はやはり市民の声を聞いて、きちんと説明責任も果たせるという状況を作っていく必要があるだろうと。

実はこれ、行政からも言われていまして、行政も、行政当局には市民参加を言われているけれども、議会が決める条例は何で市民参加しないんですかと言われるわけですよね。そこはやはり私たちも、そういう点から見ると、市民参加の機会をどう広げるかというのは非常に重要な問題になっているなと思っています。

○五十嵐議員 いろいろありがとうございます。

それで、市民参加の機会を広げという意味では、食育推進基本条例とかという話は私も分かります。市民参加の機会を広げていくという意味では分かりました。ただ、協働はちょっと違うかなと思っています。協働という言葉は、ちょっとここでは違うのではないかなと思います。

それから、「市民の視点に立ちつつ」という言い方は、片山議員のご意見を伺いましたけれども、市民の気持ちを離れているという前提に立っているような気がして、やはりちょっと違和感を感じ

るんですね。当然なんですよ。市民の視点に立たなかったら議員ではないと私は思うので。ここに入ってくるのは。では、何か立っていないのを前提にしているような感じがあって、ちょっと違和感を感じるのと。

それから、議会報告会というのは、情報公開とか説明責任を果たすということだと思っているので、市民参加の機会を広げという、市民参加を拡大しというのは、またちょっとそれとも違うかなと思いますので、一応一つ一つどういうことが想定されるのかということをおある程度、想定されることを踏まえて、文言を考えていった方がいいかなと思います。ちょっとこだわるようですけど、そういう意見だけ申し上げておきたいと思います。

○鈴木議員 今、五十嵐議員のご意見を受けてなんですけど、ということになると、情報を拡大ということには情報公開の拡大ということも入っていますよね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）それと、今、五十嵐議員がおっしゃるとおりで、では、その拡大する情報公開とは一体何かということ。それと、この中の説明責任とはどういうことなのかという、これは前回、どういう議論だったかということをおちょっと確認させていただきたい。（「説明責任」と呼ぶ者あり）うん。どういう議論でこういう形になったのかということをおちょっと確認できればと思うんです。

○森戸座長 情報公開というのは、議会も情報公開条例の実施機関の中に入っているんですよね。実施機関ではないか。（「いや、実施機関」と呼ぶ者あり）実施機関ですよ、に入っていると。したがって、市民から情報公開請求によって、例えば会派代表者会議の文書なども公開することができるということなんだろうと思うんですが、更に今後、どう情報公開を拡大していくかというところは、残るは余りないですね。会派代表者会議を公開するかどうかという、ここだけなんです。だから、そこも目指すのかどうかというのは問われるというのはありますよね、確かに。

あと、説明責任という問題では……。

ちょっと休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時48分開議

○森戸座長 議会基本条例策定代表者会議を再開いたします。

○中山議員 すいません、話が戻るんですが、私、先ほどの白井議員のご発言に対して、市民協働という意味では、いわゆる市議会の議決に対する市民参加とか、そういう意味ではなくて、市民の方が持っている義務といいますか、こういったことは必要かなと。つまり、行政や自治体に対して要求をするだけでなく、それを実現していくために、例えば市民ができるようなことというのは協働作業というか、本当に市民協働でやっていけるのではないかと考えていまして、そういう意味での市民協働という理解でいます。

そういう意味で言うと、休憩中の議論も含めて、「情報公開と市民参加を拡大し」というところは、やはり、ここの中に入れるというのはちょっと適切ではないのかなと私は思っていて、具体的には、「より充実強化するとともに」の後の、情報公開と市民参加をしないという意味ではなくて、

きちんと市民の方の責任とか義務といったことも考慮し、そして行政側、それから議会側の情報公開という義務もきちんと考慮した上でであるんですが、ここの「市民参加を拡大し」というところの部分までを削除して、例えば説明責任を果たす努力を認識しているとか、そういうような文言に変えてはどうかと思うんですが。

○森戸座長 という意見がありました。

○小林議員 この場所に関して、今までちょっとお話を伺っていて、何点かですけれども、ちょっと全体の文脈を見ないとということがあるので、プロジェクターなんかで直しながらやると便利かなということをお願い、まず、これ、最初「しかし」で始まっているんですけど、上の地方分権のところにつながるので、「更に」で、更に議会の自律性の話というのでもいいのか。「更に」というのがいいのではないかと。違った、「また」のところね。「また」が「更に」か。

「市民の視点に立ちつつ」というのは、この後ろに来る「議会としての自律性を高め」というところが、議会が離れていってしまうのではないかとということに対する何か言い訳というか、片山議員が言われたような戒めとか、そういう意味で、ここに、頭に付いているのかなと思って。ただ、読んでいくと、後段のところの、さっきの市民参加とか説明責任、これが市民の目線ということになるので、ちょっとまた後で整理しますが、ここの「市民の視点に立ちつつ」というのは要らないのではないかと思います。

情報公開と説明責任というのは、この文脈の中では似たようなことを言っていて、やはり食育推進基本条例を作ってきたような、ああいう市民の参加の仕方というのは、議会にとっても、行政にとっても非常にメリットがあると思いますので、そういった意味では、情報公開という言葉を整理というか、ダブっていて要らないのではないかと考えます。

あと、市民参加というところについては、白井議員が言われた「機会を広げ」がいいと思います。

ということになると、私の案は、「さらに、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化するとともに、市民参加の機会を広げ、説明責任を果たすことが求められています」というのがいいかなと思っています。

○森戸座長 情報公開は除くということですよ。（「説明責任というところに」と呼ぶ者あり）
情報公開と説明責任は一對だからということですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）

○斎藤議員 私は、基本的には、この3行については、この関係でいいと思っております。例えば「市民の視点に立ちつつ」ということを入れると、では、今、市民と視点が離れているのかという言い方をしまえば、議会としての自律性を高めと、自律性を高めていないんですねと。執行機関を監視し、政策を立案する活動をより充実すると、では、今まで充実していないんですねと、全部それになってしまうんですよ。ここは、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高めという一つの言葉だと私は思っていて、例えば、言ってみれば、議員と市民の関係と、議会と市民の関係は分けることはもちろんできないし、かといって、非常に難しいところがありますよ。全ての市民の意見が、全部議会として実現できればもちろんいいんですけど、そういうわけにもいかな

い。市民の視点に立って、議会の中で採決をする上で、必ずしも100%その意思のままにいけることはない。50点か100点かを求められたときに、100点を求めれば0点になることもあるんですよ。そういう意味で、議員としての活動、議会としての役割というものはざまの中で、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性というのが私は一つあると思っています。

執行機関の監視、政策立案活動、それはもちろん、このままで結構だと思います。

それと情報公開、市民参加、説明責任というのは当たり前のことで、なければしょうがないんですよ。情報公開、先ほど座長から言われたように、小金井市の情報公開条例の中に、小金井市議会も当然実施機関の中に入っていますし、市民参加を拡大、これから拡大することもそうですけれども、今、小金井市議会で行っている請願・陳情の審査に関して言えば、例えばほかの議会で言えば、陳情に関しては、陳情を議員に配るだけで終わりというところもあるにも関わらず、小金井市では、全て請願と同じように審査をする。そして、陳述も認めるという形で、非常にこれは、市民参加、情報公開という意味で、ものすごく進んでいるわけですよ。それは、進んでいるからもう言わなくていいではなくて、市民参加を拡大という中には、今まで小金井市議会がやってきたことも含まれると思っていますし、また説明責任を果たすということで言えば、今後、議論になると思います議会報告会もやっていくということで、情報公開、市民参加、説明責任の三つの言葉は絶対外せないと思いますよ、前文の中からは。

○中山議員 今、斎藤議員がおっしゃったんですが、僕は逆の意見というか、斎藤議員の考えとは違って、やはり自律性は、今まで小金井市議会、高めてきていたと思いますし、これからもそうだと思います。

それから、そういう意味では、やはり市民の方々、一人ひとりもそうですし、議員一人ひとりもそうですけど、考え方や価値観が違う中で、そこで合議体としての議論をする場としての市議会がありますので、いろいろな認識があるかと思うんですね。ですから、不一致になるのであれば、逆にどうするんでしょう。削除するということになるんでしょうか。僕は、情報公開とか市民参加、つまり、市民の方の義務、責任を考えた上での市民協働というのは必要だと思っていますし、情報公開もしていくべきだと思っていますので、ここは委員というか、このメンバーの方の中に違和感を覚えていらっしゃる方がいる中で、やはり文言をまとめていく必要があるのではないかなと考えています。

○板倉議員 議会基本条例を作ろうという意識になった背景というのを考えた方がいいと思うんですよ。

小川さんが議長のとときに、議会運営委員会で柏崎市に視察に行ったんですね。そのときに、議会基本条例は視察のテーマではなかったんですが、（「10年ぐらい前」と呼ぶ者あり）10年ほど前ですかね。そのときに、向こうで議会基本条例というものがあって、そこで、私たちは小金井市議会は開かれた議会だと思っていたんですが、柏崎市に行ったときに、小金井市で到達していないような、市民に対して、やはり見えやすい、分かりやすい議会運営をされているということが分かったんですね。そこで私たちは大きな衝撃を受けて、その後、やはり小金井市議会も議会改革をしなけ

ればいけないという議論が始まりました。

4、5年前に会津若松市に行って、そこでも会津若松市の議論も聞いてくる中で、やはり小金井市議会の現状の取組では、市民が求めている議会運営ではないんだろうなという議論になったんですね。議会基本条例を作っていこうというふうに加速が始まっていきました。

ですから、私たちは、今の私たちの議会活動、議会運営の仕方はこれでいいんだろうかということを絶えず立ち返りながら、襟を正すことが必要だと思っています。そういう部分では、齋藤議員が述べられている内容というのは、私はごもっともだなと思っているので、やはりこの内容でいいのではないかと思っているんですよ。やはり私たちは襟を正すべきだと思っている、絶えず。

○森戸座長 ほかにいかがですか。

○五十嵐議員 「市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め」うんぬんのところなんですけど、私が、「市民の視点に立ちつつ」という言葉が入っていると、では、立っていないことを前提のように思うと言ったことで、その次の、では、議会としての自律性が高くないということなのかというふうに多分齋藤議員はおっしゃったんだと思うんですけど、ちょっとそういうことでなく、市民の視点に立つというのは、根本的な議員のポジションだと思うんですね、市民代表として選ばれてきているという。だから、そこはすごく当たり前のことだと私は思うんですね。そういう意味で、自分たちの立場というか、そのことは、立場は当たり前のことなわけですから、そこをまたそこで持ち出すというのがどうなのかなとちょっと思ったんです。

それで、これは議会基本条例を作るための話合いですから、これから議会として自律性を高めるとか、監視とか、そういう役割をますます高めていくんだというのをうたうのは当然だと思うんですけど、立場ですよ。私たちのポジションですよ。そこのところを何かもう一度ここで繰り返すというのがちょっと違和感を感じるということなので、齋藤議員には余り私の言いたいことの意義が伝わっていなかったような気がしますので、改めてちょっと補足しておきます。

それで、情報公開、市民参加、説明責任という三つの言葉があった方がいいということであれば、私はそれは、情報公開も入れて、ここの文章を作ることはいいと思いますが、ちょっとその辺の並べ方というのは検討してもいいかなと思いますけど、言葉が入っていることは構わないと思います。

○齋藤議員 すいません、五十嵐議員からそういうお話があったんですが、私もちょっと言葉足らずだったと思うんですが、先ほど申し上げたように、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高めるということが一つの言葉なんだろうと私は思っていて、市民の視点に立つというのは、だれが立つかというところは議員なんですよ。その中で、それぞれの議員が、議会の中でそれぞれ判断していくというところの中の言い方だろうと思っていて、議会そのものが市民の視点に立つということではできないですね。それぞれの議員がそういう活動の中で、議会の中で、それぞれの議決をしていくということだと思うので、私はこれは、ですから、一つの言葉であるということ、言葉そのものを変えたとしても、意味とすればそういうことではないのかなと思っていますので、付言させていただきます。

○白井議員 これが文章としては、「市民の視点に立ちつつ」の前が「議会は」という文章で始ま

りますよね。だから、今ちょっと斎藤議員が、議員が市民の視点に立つということをおっしゃいましたけれども、その議員がそれぞれ立って、その集合体が議会だということだと思っんですよね。そういうことで言うと、議会全体として、やはり市民の視点に立っているよねというところが認識されないと、それはそれとして見られないわけですから、こういう問いかけがいいのかどうか分かりませんが、そういった意味で言うと、今、この議会が申し分なく市民の視点に立てていると、そのようにお感じになられているのでしょうか。

○森戸座長 それは今、五十嵐議員に聞かれたわけですね。そういう討論もありますのでね。どうぞ。（不規則発言あり）どうぞ、ちょっと聞いてみたいということで。

○五十嵐議員 みんな、それぞれ、「前提としてはね」と呼ぶ者あり）市民の代表として来ているという前提で話をしています。（「そうです。それは当然皆さん、そうだと思います」と呼ぶ者あり）そう。当然のことだと思っっていましたので、当然のことなので、わざわざ言わなくてもいいかなという気も、そういう意味では、そういう意味ですね。

○白井議員 例えば情報公開の件もそうなんです。情報公開は、僕は当然入れるべきだということで、わざわざ意見は言いませんでしたけれども、情報公開にしても、例えば今、議会のホームページなんてすごく見にくくて、どこに何が書いてあるか、それは市のホームページ自体がそうなので、仕方ないところがあるんですけれども、では、全ての情報が出ているかという、出ていない。それは情報公開に当たる課題かもしれませんが、では、それが市民の視点に立っているかという、十分立っていないわけなんですよ。それは、だから、議員一人ひとりもそうですけれども、議会として、やはりそういう結果として出ているわけですから、市民の視点に十分立っているかといえば、それは大きな課題であると僕は感じているんですよね。

だから、「市民の視点に立ちつつ」というのは、さっきほかの方がおっしゃいましたけど、やはりずっとこの考えは持ち続ける。今の方々がどれだけできているかとか、そういうのを推しはかることはできませんが、そういう前提で来ている、集まっている者の、では、それが市民の目線で見るときに、本当にどうかというのは、私ももともと8か月前まで市民でしたけど、全くそういうふうには思えないんですね。僕自身もそれが完璧にできているとは思えないですけれども、これをずっと持ち続けるということがやはり大事かなという意味では、文章を入れるのは大事なのかなと思っっています。

○鈴木議員 板倉議員が先ほど言われたこと、すごくよく分かるんです。これまで議会改革に取り組んできた小金井市議会の歩みというのものもあるんですね。議会、議員皆さんの思いが強く、やはり一つ一つの文言の定義にもこだわるし、今のような議論になるのかなと思っんです。一つ一つの文言の定義ということで言うならば、更なる情報公開とは一体何かということを具体的に定義しておいた方がいいなということを今、意見として持っっています。

もう一つは、今の議論のところ、「議会は」以降の議論ですけど、そもそもこれは、上から4行目のところに、議会と市長の役割について、ここに書いてあるんですね。取り組む責務まで書いてある。そこをもう一度ここで繰り返しているわけですね。これは皆さんが前回の議論で、そこに思

いを込めたから、こういう結果になっているということで、全体の流れとして、ここでもう一度書くということがどうなのかなという議論が一つあるべきかなと感じています。

それはなぜかという、全体のボリュームがまだ長いと思うんですね。だから、シンプルに、ここで一つ「二元代表制に基づき、対等な関係に立ち」と書いてあるわけです。それをもう一度繰り返しているような気がするんですけど、どうでしょうかね。

○森戸座長 ちょっと今、もう一回、どこをどうしたいか。

○鈴木議員 同じような内容を繰り返しているのではないかということで、今、意見を述べさせてもらっています。今言っているのは、午前中の議論は、「市民の視点に立ちつつ」以降のところの議論ですね、特に今、盛り上がっているところは。これは、そもそも前文の4行目のところから、議会と市長の役割について、ここに書いてあるわけですね。「二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を發揮し、市民福祉の向上のために市政運営に取り組む責務を負っています」ということで、ここで議会の役割も述べているわけです。

それで、なお思いが強いから、この「市民の視点に立ちつつ」という後段の部分が前文の中に入っていて、それが今、議論になっているという認識なんです、僕は。だから、それをここで繰り返す必要性についても、一度原点に立ち戻ってはいかがでしょうかというのが私の今の意見です。

○森戸座長 ということで、「市民の視点に立ちつつ」というのは重複するので（「繰り返す必要について、ちょっと検討すべきではないかな」と呼ぶ者あり）削除しても良い。

○鈴木議員 そういう意味では、削除してもいいのではないかという考えを今、持っているという、これまでの意見を聞いた上で、今、そういう意見を持っているということ。（「市民の視点だけ削るということですか」と呼ぶ者あり）この3行全部です、今、私が言っているのは、具体的には。

○白井議員 そういう意見もありますが、ちょっと整理をしてみますと、よろしいですかね。上3行は、ごめんなさい、置いておいて、「議会と市長は」というところ、要するに、ここに書いてあるという話ですよ。ただ、ここは一般的な議会と市長の関係であり、責務の概要を述べているにすぎないと思うんですよ。その下の「議会にとって」のところの段落は、いわゆる機能を書いているんですよ。その下の「小金井市議会は」のところは、これまでの経緯ですね。その下が、時代の状況に合わせたこれからの小金井市議会の決意ということだと思いますので、確かに内容としてはダブっている意味合いもあるんですけども、これから、このために我々は議会基本条例を策定して、よりこういうことに取り組んでいくんだという決意を述べている意味合いの部分かと思いますので、ちょっと削除するというのはいかがなものかと思います。

○水上議員 白井議員の今の意見と、基本的には同じようなことなんですけど、要するに、前文の目的というのは、議会基本条例をなぜ制定するのかということを書いてあるんだと思うんです、一つ内容として。最初に、議会とはどういう役割を本来、發揮し、持っているのかと、あくまで客観的なことですよ。その後、この間の時代の変化があつて、そういう中で議会に求められた役割があつて、さらに、それを実現するために、この議会基本条例を作るんだという流れになっていると思うんですよ。

だから、僕は、さっき鈴木議員が3行削ってもいいのではないかということを行ったんですが、同じような中身だとしても、要するに、ここに求められる役割としてどういうものがあるって、だから、制定するんだということがないと、何か前文の全体の趣旨が活かされないのではないかなという気がするので、求められているものが多少同じであっても、僕は入れておいた方がいいのではないかなというのが意見なんです。だから、ここを抜かしてしまうと、何か、では、何で制定するんですかみたいな話がやはり出てきてしまうと思うんですよ。こういう役割を持っているというだけだとやはり、なぜ制定、改めて作るんですかということになるので、そういう意味で、この3行は、中身はこれから、ちょっとどうするかというのはあるんですけど、入れておいた方がいいということ。

言葉の意味で言うと、僕も、議論してみるといろいろな認識があるんだなと思ったんですけど、「市民の視点に立ちつつ」というところは、あくまでこれは個人的な受け止めなんですけど、「議会は」という主語ですよ。例えば今、横浜市議会のあれが問題になっているのではないですか。要するに、交通費、費用弁償の問題が。小金井市はないけど、議会に対しての市民の一般的な感覚として、要するに、議員歳費の問題であるとか、いわゆるそういう、各種手当が小金井市はどうかとあるけれども、全体として何か、市民から見たときに、議員の在り方みたいなのところというのは結構厳しい目で見られている面があるのかなという気持ちがあって、確かに僕ら個人個人は、市民の立場に立っているということは当然だし、五十嵐議員が言われるとおりに、改めて書くのはどうかと言われればそうかなとも思うんですけど、僕は「議会は」と言ったときに、やはりこれは市民に向けて発せられる文章だから、ある程度こういう一般的な文言として入っておいてもいいのではないかなという気がして見ていたんですよ。

先ほど小林議員から、「更に」という言葉を入れたらどうかと。そうしたら、立っていないとか、どうかという議論も解消されるだろうというのがあって、僕は一般的なこととして、やはり、更に市民の視点に立つとか、市民の視点に立つという言葉でもいいと思うんですけども、多少入っていてもいいのではないかなと、これは個人的な受け止めです。

あと、情報公開、市民参加、説明責任というのは3点セットみたいなものだと思うんです、一般的な。これは言葉としては当然だと思うし、情報公開ということと言うと、この間、やはり議会の情報公開と言うと、ユーストリーム中継が行われたりとか、一つの課題になってきたことはあると思うんですよ。あとは、課題としては会派代表者会議のことはあったとしても、これは市民から一定求められてきたということがあると思うんですね。どうするかという結論については、まだいろいろあるにしても。

それと、広報広聴委員会みたいなものを作るという話もありましたよね。それも僕は情報公開の一環として考えられることなのではないかなと思うので、だから、これは、そういう課題があるということで情報公開というのは入れておかないと、何かおかしくなるのではないかなという意見。だから、僕は、このまま残しておいていいのではないかなと。

○森戸座長 それで、すいません、情報公開の問題で、私、ちょっと一つ説明を忘れたのは、例え

ば議会が止まるときがあるんですよね。ずっと休憩になっていて、市民は、傍聴者は待たされると。何で待たされているのかがさっぱり分からないというのがあって、以前は、議長なり副議長なり議会運営委員会の委員長が傍聴者に対して、今こういうことで止まっているよという説明をするということもやったと思うんですよ。そういうことも含めてなんだろうと思いますので、ちょっとそのことは付け加えさせていただきます。

○齋藤議員　ここで受ける情報公開というのは、当然情報公開条例による請求に応えるのは当たり前前で、そのことを言っているのではなくて、今お二人が言った議会からの情報発信ということで、議会が努力してやっていくこと、それを示しているんだと思うんですよ。

○森戸座長　この3行というのは、下の文章「議会は、以上述べた市議会の役割と使命を自覚し」という、この「使命」の部分に関わっていて、そういう意味では、なかなか外せないものなのではないかと思うんですね。なので、削除した方がいいのではないかというご意見もあったんですが、全体としては、文面はいろいろ考えるにしても、残すということはちょっと皆さんのご確認をいただけないかと思うんですが、どうしても外した方がいいということでしょうかね。

○中山議員　これ、市民の方から意見を頂いていまして、前文が非常に長いというのは指摘されているんです。鈴木議員の意見にもあったように、ダブっているのであれば、どこか削れるところはないかなと模索していまして、別に、皆さんが残したいというのであれば、それはいいと思うんですが、何かいい方法はないかなと思っています。

それで、私の個人的な意見としては、この議会基本条例策定代表者会議の皆さんの中で違和感を覚えるという文章であれば、外していくべきなのかなと思っていますけど、一つにまとめられるのであれば、別に私、いつも初心に戻って、襟を正している、そういう気持ちでやっていますし、それから情報公開も、市民参加、市民協働、こういったのもきちんとやっていくべきだと思いますし、市民の方々に納めていただいた税金を使っているわけですから、当然のことだと思っています。ですから、ここに書いていないからどうのこうのとか、書いてあるからどうのこうのとは私、個人的には、議員をやっていると思っていませんが、一致できるのであれば残してもいいのかなと。違和感を感じるのであれば、できるだけ短くした方がいいのかなと考えています。

○宮下議員　難しいところだなと思うんですけど、今、この前文というのは、やはり我々が今回、議会基本条例を作ろうというところの思いをまとめた部分だと思っていて、いろいろな思いがあるし、強い思いもあるからたくさん書きたいんだろうけど、もっとこの10倍ぐらい多分あると思うんですよ、本当はね。だけど、それを今、集約というか、まとめようとしているから苦労しているんだけど。

できれば、今、中山議員が言ったように、できるだけみんなが最大公約数ではないけれども、一致できる部分ですっきりとまとめられたらというのは私の理想なんです。それで、情報公開の思いであるとか、市民参加であるとか、市民の視点うんぬん、いろいろなこだわりの部分はあると思うんですけど、この後に条文が入っているので、そっちの条文の方で具体的にこうという部分の、要するに、実のある部分を勝ち取っていくという方が、それぞれの議員の思いを実質的に込めるこ

とになるのかなと思うんですけど。

だから、この前文もちょっと、どこまで議論するかなと私、正直思っていて、非常にまとめるのが難しいなと感じています。だから、できれば本当はシンプルに、すっきりとまとめればいいかなと思っているんですけど。

○森戸座長 だから、最初の、市民の多様なというところは削りましたよね。「これまで以上に期待されています」というね。

○斎藤議員 私は、起承転結すると、これぐらいの文章になってしまうと思うんですよ。もっと短くまとめるのであれば、それができるのであれば、その案を出してみてください。それで、それ以外の人が納得できるのかどうか、また議論すればいいのではないかと思いますけど。私は、この程度のボリュームがあって当然だろうし、説明するためには、なぜそれが必要かということの説明には、これぐらいの文章が必要だし、変に短くして、趣旨が間違っただけよりはいいと思います。

○森戸座長 私は、「市民の視点に立ちつつ」というのはある意味、一般的な市民の常識というか目線、これを常に私たちは持っていようよと。さっきもちょっとありましたけど、他市では、政務活動費の使い方とか、それから視察の在り方とか、非常に市民から見ると、何でそんな使い方をしているのよみたいなのがあって、幸いにこれまで小金井市議会はそういうことがなかったけれども、将来にわたっても、やはり市民の常識が活かされるような状況を作ろうと。

私なども、長く議員をやっていたらやっていると、市民から離れるということはある話なんです。そうあってはいけないという戒めを持ちながら常にやっていると、やはり議会の中でやっていると、流される傾向というのは、常にみんな、そういう傾向を持ちながらいるんだろうと思うので、その点からすれば、小金井市議会はそんなことはないとも思っているんですけど、これは将来にわたって、私たちは、市民に対してそういう、市民の視点に立って行くことを宣言するというかな、ということではないかなと思っていて、外さなくてもいいかなと思うんですが。

○五十嵐議員 すいません、こだわるようで。一番最初に、私、ここの「市民の視点に立ちつつ」というのは違和感があると言ったときに、白井議員がどこかの例で持ち出した、市民に信頼されるという言葉の方がいいのではないかと言ったと思うんです。水上議員の意見とか、今の座長の意見とかを聞いていても、やはりどっちかという、今の言い方は、市民に信頼される議会を目指すということなのではないかというのが、何か言葉尻にこだわるようですけど、そういう感じがするんですね。

○森戸座長 そうすると、文章的にはどうなるのかな。

○小林議員 議員一人ひとりには信頼されていて、されていない人も……（不規則発言あり）違う、自分を信頼してくれる人がいれば、自分を信頼してくれない人もいるということもあるけれども、議会に対しては信頼感が低いというのは皆さん、感じているのではないかなと思っていて、先ほど斎藤議員も「市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め」というのは一つの言葉だと言われましたけど、そうすると、議会というのが冒頭に来ないといけないというか、冒頭に来ればいい

というか、議会は、市民の視点に立ち、自律性を高めということで、その少し誤解というかスタンスが整理できるのではないかと。（不規則発言あり）もうなっているの。「議会は」はなっているのか。だったらいいのね。失礼しました。

○森戸座長 さっき直したんだよね。（「すみません、分からなくなった」と呼ぶ者あり）「議会は」というのは入れようと。だから、「立ちつつ」という「つつ」を取って、「議会は、市民の視点に立ち」、「立ちつつ」と言うから何かおかしくなってしまうのね。「市民の視点に立ち、議会としての自律性を高め」。ここは不一致なんですかね。

では、もう一回聞きます。この3行を取った方がいいと思う人。

○鈴木議員 座長、あのね、これ、決して、僕がさっき話したのは、そうなんです、例として一つ述べさせていただきました。そこを、先ほど中山議員と宮下議員が補足してくれたのかなというイメージです。一つ一つは、もちろん思いとしては外せないものだし、ただ、それをどこに入ればいいのかという議論になるといいのかなと思っているんです。

というのは、ここに書いてあることは、例えば第2条になってくれば議会の活動原則。第3条は議員の活動原則として、それぞれ、ここにあることは書かれているような気がするんです。条文の中に書かれていることを前文に入れるということについて、前回、どういう議論だったんですかね。そのところをちょっと伺いたいです。

○森戸座長 前文は総合的なものですから、やはり一定、この前文があって条文が出てくるということなんです。だから、前文にないものが条文に出てくるというのはあり得ないかなということだと思うんです。理念的に書いていると。

○鈴木議員 だとすると、もちろんそうですけど、前文で重複して出てくるということについては、どうでしょうか。要するに、繰り返し出てくる部分があると思うんです。そういう意味で、例として「市民の視点に立ちつつ」以降3行のところを、さっき意見としてお話しさせてもらったわけですね。これは、だから、二代表制の原則ということが一番頭の3行目からのところを書いてあるので、でも、なおかつ、そういう、いろいろ前回の議論の積み重ねでこういう形になって、「市民の視点に立ちつつ」以降の3行もここに入っている、内容を重ねてというところが、先ほどの座長の話だと、重複して入っていると私、感じたんですね。決して出ていないことをここで述べているということとはちょっと違うのかなと感じたので、意見としてお話しさせてもらったんですけど。

○斎藤議員 鈴木議員、さっき皆さんは、ここは、最初の方に出てくる議会の機能というのは、説明の部分と、それから最後の決意の部分で違うんですよということでは言っているんですね。もし最初の議会の機能の説明の中に、それと同等のことを盛り込めるのであれば、それはそれで皆さん、納得するだろうと思うので、ですから、そういう文章を作っただけませんか。それを見て納得できるかどうか判断しましょうよと私は申し上げているんです。

○鈴木議員 分かりました。この会議が始まる時には、対案を持ち寄ろうという話で始まっていますので、今の斎藤議員の提案というのは受け止めて、ちょっと検討してみたいと思います。

○森戸座長 二元代表制の問題、「それぞれが市民の代表である二元代表制に基づき、対等な関係に立ち」というのは一般的な話なんですよね、白井議員も説明されたし、斎藤議員も言われたように。下の方で述べている「市民の視点に立ちつつ」というのは、小金井市議会の使命として、そういう立場に立って、議会としての自律性を高め、更にというふうに、より具体的に述べたと、決意を。つまり、二元代表制ということであれば、最後、ここは「議会は二元代表制の制度を遺憾なく発揮することが求められる」で終わるんだけど、そうだと、一体二元代表制とは何なのかというのは、市民にアンケートを取っても、ほとんどが知らないというのがアンケートの結果だったんですね。だから、それをより具体的にここで述べることによって、この二元代表制の機能の発揮を高めるということを宣言するんだと。ここで具体的に述べるんだということなんです。

だから、当初の委員長案では、この二元代表制の言葉をどう分かりやすく説明するかということで、非常に長かったんです。それを、皆さんから長いという話で、更に削ったという経過もあることはあるんですね。だから、もし「市民の視点に立ちつつ」というのが例えば違和感があるということであれば、これまで小金井市の議会がそういう立場で議会改革に努めてきたというふうなところに盛り込んでもいいのかなと。市民の視点に立って、私たちは議会改革に努めてきたというのはそういうことだと思うんです。

入れて、さらに、地方分権の進展に伴って、私たちは議会としての自律性を高めていくというふうにしても、全体的には、皆さんがお考えになっていることが総合的に通じていくのかなと今、ちょっと話を伺って思ったのね、構成をちょっと変えてみると。鈴木議員から提案をもう一回したいということなんですけど、それをやっていたら前文が終わらなくなってしまうかなという思いがあるので。

○中山議員 非常にいいご提案だと思うんですけど、例えば、これ、前半は、今ごろ言っても怒られるかもしれませんが、要るんですかね。

○森戸座長 前半部分。（「何行目ぐらいまで」と呼ぶ者あり）

○中山議員 だから、「小金井市民は」から始まって「決定を行うことにあります」という。いわゆる「小金井市議会は、市民に開かれた議会」で始めてもおかしくはないのではないかなと思うんですけど。もしそれがだめだ、二元代表制は絶対入れるべきだということであれば、「議会と市長は」のこの3行、「取り組む責務を負っています」というのを冒頭に入れれば、うまくまとまるのではないかなと思うんですけど。（「情報公開しないと」「いやいや、そうではなくて」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 情報公開は残すのよ。ちょっと中山議員、もう一回言ってください。最初の3行を取るとのことですか。

○中山議員 最初の3行を取って……。

○森戸座長 ちょっと待ってよ。「議会と市長は」からどこまで取るんですか。

○中山議員 「取り組む責務を負っています」は残して、どうしてもそれは残してほしいということであればですね。それからあと、「議会にとって重要な機能の一つ」から「決定を行うことにあ

ります」、これも削除。（「10何行、前半を全部カットしてしまうと、説明部分」と呼ぶ者あり）
そうです。

○森戸座長 10何行をカットするのではないでしょう。

○中山議員 結局、だから、我々にとって必要なのは小金井市議会の決意なわけですよ、今、議論している。（「思い」と呼ぶ者あり）そしたら、この後半の部分を活かすんだったら、前半、くどくどと当たり前のことをここに述べなくてもいいのではないかなと思うんですけど。

○森戸座長 なるほど。ここの4行を削除するということですね。「議会にとって重要な機能の一つは」から「決定を行うことにあります」と。（「あと、前半の3行」と呼ぶ者あり）前半は、「小金井市民は」というところ。

○中山議員 では、もう一回言います。すいません、1段落目から10行目までは要らないと思っているんですけど、二元代表制の議論は今までしてきましたので、それを残した方がいいということであれば、この途中の4行目から6行目は残してもいいのではないかなと。

○森戸座長 ここは残していいということね。「小金井市民は、直接選挙によって、小金井市議会の議員と小金井市長をそれぞれ選出しています」というのは要らない。当たり前だと。

そうすると、中山議員のご意見で言うと、冒頭、前文から、こういうことですね。「議会と市長は、それぞれが市民の代表である二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を發揮し、市民福祉の向上のために市政運営に取り組む責務を負っています」と。（「ここから始まる」と呼ぶ者あり）「小金井市議会は、市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動を保障する議会などを目指し、日々議会改革に努めてきました」というふうに流れていった方がいいということですね。

○中山議員 はい。あと、座長が今おっしゃったようなまとめでもいいと思っているんです。

○森戸座長 では、3行をなくした方がいいという方からは、今、言われたのは、上の段の3行と、それから7行目からの4行を削除して、短くした方がいいというご意見なんですね。これは根本的なご意見なんですよ。（「短くなるということにはなるわな」と呼ぶ者あり）

○鈴木議員 これまでの私の苦しみを今、救ってくれた提案だと思っています。そうなんです。何とか、決してどこどこが要らないからというのではなくて、できるだけくどくなく、シンプルに思いを表現できるという工夫で、今のような提案だったと思うので、その中で、座長が先ほど言われた整理で少し流れを整えてもらったらどうなのかなと思っています。

○森戸座長 人間の認識というのは、議論すればするほどいろいろ発展して行って、前回、出なかったことがまた出てきて、ちょっと困ったなと思っているんですが。

ちょっと休憩します。

午前11時35分休憩

午後1時14分開議

○森戸座長 再開いたします。

午前中に引き続いて、議会基本条例素案たたき台の前文の協議を進めていきます。

いろいろなご意見がありました。削除すべきだというご意見、短くすべきだというご意見があって、一定の提案もありました。私の方から、他市の議会基本条例の前文を皆さんのお手元に渡し、ありますので、それも一つの参考資料として見ていただければということでもあります。

それで、なお、午前中に議論した一致点の部分について、皆さんのお手元に前文をお渡ししておりますので、今後は、この前文については、これをたたき台にして議論をしていくと。（「修正後というやつね」と呼ぶ者あり）修正後というのをたたき台にして議論をしていきたいと思ひます。

あと、共産党から提案をしている独任制の問題と合議制の問題の議論ですが、この前文の3行を削除すべきという議論がありますので、ここの結論が出てから、ここの文章について更に詰めをしていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 続きまして、前回の議論の中で、自民党から「少数会派の活動を保障する」という文言について、「全議員の対等、平等な活動」というふうに変更したらどうかというご意見がありました。ここの部分については議論をしていきたいと思ひます。一定そこを議論したら、今日は、この前文の議論は保留にいたしたいと思ひます。第1章の活動原則に入っていくということでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、そのように進めます。

それでは、「少数会派の活動を保障する議会」ということの議論の前に、中山議員から、さっきのことはいいんですかね。

○中山議員 前期でも意見を述べさせていただいたんですが、地方自治に関しましては、地方自治法を根幹として、その上に議会の在り方もあるということで、最後の「最高規範」というところについては、ちょっと地方自治法と論理的に矛盾するのではないかとということで、ここをちょっと変えておきたいかなと。例えば「最高」を取るとか、「規範として本条例を制定するものです」というような形にしていいただければと意見を申し述べておきます。

○森戸座長 というご意見があつて、これも含めて議論ということになるのかなと思ひます。

それでは、「少数会派の活動を保障する議会」という問題について、これは不一致なんです。これは残すべきだというご意見と、全ての議員が対等、平等という話ですが。

○宮下議員 すいません、提案されている自民党の方から、提案の正式なあれをもう一回言ってくれますか。

○湯沢議員 まず4段落目ということなんですけれども、今、「議会改革に努めてきました」ということで現在完了形の書き方になっているんですが、私は必ずしもここは、過去の経緯を明記する必要はないと思ひますので、まず、これまでこうだったから、こう書かなくてはいけないんだという議論はできれば控えていただきたいということをお先に述べておきたいと思ひます。

それで、私は議員になったばかりですので、これまでの経緯というのは正直よく知りません。あ

るいは、一人会派の方が不当に活動を制限されるというようなことが過去にあったかもしれません。しかしながら、現在、一人会派の方が何か活動を制限されているのではないかというふうには、少なくとも新しく入った私の目には、とてもそうは見えないんですよね。その上で、私は、代替案として「全議員の対等で平等な活動を保障する」ということを明記すれば、それで必要十分ではないかという提案をさせていただきたいと思います。多数会派を優遇しろというようなことは全く申し上げるつもりはありません。

もし、それでも、どうしても「全議員の対等で平等な」という表現ではなくて、あくまでも「少数会派の活動を保障する」と明記をしなければいけないというご意見が皆さんの中であれば、それは、一人会派に対して何らかの優遇というか、アファーマティブアクションが必要であるという趣旨で理解してもいいのでしょうか。そうであれば、少数会派に対する優遇というか、そういった措置が必要であるという合理的な根拠を示していただきたいと思います。

私は、何も自分たち多数会派に有利になるようにと、こういう提案をしているわけではありません。むしろ、私は、全議員が対等であるということに強いこだわりを持っていますので、もし一人会派が今、不当な扱いを受けているのであれば、それを是正するべきだと強く闘っていたと思います。しかしながら、現状はそうではないとどうしても思ってしまうんですね。

私たち24人は、それぞれが市民に選ばれて、対等な立場としてこの場所にいるべきでありますから、もし会派の問題によって、特定の議員がほかの議員よりも少しばかり発言権が強くなるといった事態があるのであれば、それはむしろ1票の格差にも等しい問題であって、私は市民のために、それを看過することはできないと考えています。そういった趣旨から、「少数会派の」という表現ではなくて、あくまでも「全議員の対等で平等な活動を保障する」という内容に是正をお願いしたいと思います。

○森戸座長 という提案でございます。

○五十嵐議員 質問なんですけど、できれば、この4段落目はない方がいいということがまず第1番ですか。それで、入れるのなら、そういう文言に変えた方がいいという趣旨なんですか。ちょっとその辺がよく分からなかったの。

○湯沢議員 前回、「日々議会改革に努めてきました」という表現にここがなっているものですから、私の提案に対して、いや、だって、今までは少数会派の活動を保障するという方針でやってきたんだから、こういう表現にするしかないんだよという反論を頂いたので、私としては、そうであれば、ここ自体を変える必要があると考えていると提案をさせていただきました。大丈夫ですかね。

(「分かりにくい、ごめんなさい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 この2行を削除すべきなのかと。(「削除までは……」と呼ぶ者あり)とまではいかない。

○湯沢議員 そこは要求はしません。ですので、「意志決定を行うことにあります」の後から、「地方分権の進展に伴い」につなげて、それで、この文章の中で、小金井市議会は、市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、そして全議員の活動を保障する議会を目指すというよ

うな、これからの目標の形にしていなければ一番いいのかなと考えています。（「これからのものでいいの」と呼ぶ者あり）はい。これまでどうだったかということではなくて、これからこうすべきであるという形にしていなければと思うんですが。

○片山議員 私は、目標としてはとても賛成なんですけれども、是非そうしていただきたいと思いますが、ただ、それは、ここで全然一致されていない問題かなとも思っているの、どうなるのかなと思っているところです。

○森戸座長 現状維持でいいということですか。どういうこと。

○片山議員 ここでもし一致するのであれば、今、湯沢議員がおっしゃるような形に変えていただくというのは、私はいいのではないかと思います。全議員の平等で対等な活動を保障する議会を目指すというようなことがもし一致するのであれば、それはすごく、議会改革が更にここで進んだような気がしますけれども。

○森戸座長 すいません、分かりました。

ちょっと湯沢議員に伺いたいんですが、全ての議員が対等、平等というのはどういうことになっていくんでしょうか。例えば委員会への参加は、今、地方自治法が変わって、複数委員会に出席することができるようになったんです、議会は、議員は。そうすると、対等、平等ということになれば、各会派とも1人ずつ各委員会に出しているから、単国会派も全ての委員会に参加することができるということを意味していくのかということですよ。

今、予算特別委員会も3人で交代で1人ずつということになっているんですが、そうすると、3人は全ての予算特別委員会に出席をすることができるということになっていくと。対等、平等というのは（「意味合いでしょ」「議会運営委員会も入れるんですか」と呼ぶ者あり）そう、議会運営委員会も全ての会派が入っていけるということを目指していらっしゃるのか。その対等、平等の具体的な意味についてははっきりさせておかないと、みんな、対等、平等がいいとは思いますが、私もそう思うんですよ。しかし、どこまでをどうするのかというところが具体的に一致していないと、それは難しい。文言としてそれで通じるのかどうかということが出てくると思います。

○湯沢議員 私は、単国会派も全ての委員会に入れるのが理想だと思っています。究極的にはそういうところだと、本当にそう思っているんですよ。（「随分忙しいね」と呼ぶ者あり）なので、私の提案によって、今すぐ何かが変わるということではないと思うんです。いろいろ運用上の問題とか、あと活動上の現実的な問題とか、そういったことのバランスとして今の状態があるわけだと思っているので、今すぐ変わるということではなくて。

ただ、会派というのは何なんだろうという根本的な問題までいってしまうと思うんですけど、私たちは、自分たちが会派を組むことによって、一定程度議会の運営に協力をしているんだという自負を持っているんです。もし私たちが、5人全員が一人会派になったら、もう議会の運営は大変になっていくわけではないですか。今、会派を組んでいることによって、はっきり言ってメリットは何もないと思っているんですが、一方で、そうした方が議会の運営に貢献ができるという、そういう思いもあって、こういう形を取らせてもらっています。

そういう中で、私の理想と、そして現実との兼ね合いの中で、少数会派というのではなくて、全議員の平等で対等なという表現にしても、別にだれも文句ない表現だと思っているんですよね。今、図らずも片山議員から賛成のご意見を頂いたんですが。

また、ちょっと一つ複雑な問題になってくるかと思うんですが、ただ、一步進んだところで、例えば今、会派代表者会議に一人会派の人は出られる。しかし、2人会派の人は1人しか出られないわけですよ。そうすると、こっちは2人分の議員を受からせるための市民の声を背負っているのに、同じ1票として扱われてしまっているのではないかという疑念が今、少々なくはないですよ。

基本的に小金井市議会、全会一致でやっていらっしゃるので、最終的に、そこはちゃんとセーフラインが引かれていると思うんですが、例えばさっきここで、前回、不一致になったね、どうしようといったときに、では、賛成の人は手を挙げてと言って多数決ですとしたら、これはもうおかしいですよ。だって、私たちは5人会派から2人出ている。そして、一人会派から1人出ている人が同じ票数であって、これはもう民主主義に対して完全に間違っているわけです。

ごめんなさい、そういう葛藤がいろいろあって、その中で、これから、この議会基本条例はずっと続いていくものだと思うんですよ。中でも前文は、まず変えることはできない部分だろうと思います。そこで、慎重にここを決めなくてはいけないという中で、未来にどうなっていくか分からない中で、殊さら「少数会派の」という限定を付けるのは、私は大変違和感があるんです。

このまま会派を組むことに何のメリットもない中で、小金井市議会がずっとやっていくとなると、あるいは、13人、過半数を一人会派が占めるという事態になるかもしれないわけですよ。そうなったら、議会の運営にかなり支障が出てしまうのではないかなと思うんです。そういうときになったときに、では、議会基本条例の前文から、少数会派は、もうちょっと会派を組むことを奨励しないといけないのではないかという議論になっても遅いと思うんですよ。

そういった思いがありまして、将来どうなっていくかということを含めて考えていたときに、ここに殊さら「少数会派の」と書くよりは、だれも何の文句も出ないだろう、全議員の平等で対等な活動と表記しておくのが、ある種、保険をかける意味でもふさわしいのではないかと、そういう趣旨で発言をさせていただいています。

○森戸座長 ということでありまして、ちょっと今までの自民党のご意見と……。

○中山議員 湯沢議員には闊達な議論をしていただくために、私、発言を制限するつもりはないと思っています。

湯沢議員のおっしゃっていたことはごもっともで、当然市民の代表として選ばれてきているわけですから、公平、平等にという考え方は当たり前だと思うんですね。ただ、24人、議長を除く23人の議会運営の中で、会議原則にのっとって、きちんと議会の運営をしていく上では、今まで会派という考え方でやってこられたのではないかなと。

ここについて、実際の議会での運営上の問題、課題と、それから、議会において議員が対等に扱われるという理念ですね。ここを一緒にしてしまうとちょっとおかしいことになるかなと考えています。

○五十嵐議員 趣旨は分かりました。一つは、「少数会派の活動を保障する議会」という表現に対して、将来的な懸念を発言されたところは、何となくという言い方は変ですけど、趣旨としては分かります。そういう意味で、「全議員の対等、平等な活動を保障する」と提案された気持ちも分かるんですが、私としては、多分この本格的な話合いが始まる前に申し上げたように、この議会基本条例は前からの引き続きでやっていて、それで、議会基本条例を作ることに関しても、かなりいろいろなことをやってきた小金井市議会だからこそ、今、全部、体系的にまとめるというか、意味があると認識をしておりましたので、まさにこここそが、過去やってきたことの積み重ねをまとめ上げるということこそが、この小金井市の議会基本条例の重要なポイントだと思っているものですから、過去のことをやってきたということなくすことには賛成できないなというところなんです。

ただ、少数会派の活動を保障する議会だったということを目指してやってきて、議会改革に努めてきたと、このまま読んでしまうと、確かに少数会派がいいという前提で読み込まれる可能性が将来的にあるかなと思ったときに、私自身も一人会派をずっとやってきましたので、やった経験として余りよくないという考え方を持ちましたので、そういうふうに誤解をされたら困るなというのは、今の湯沢議員の意見を聞いて思ったところなんです。だからどうしろと言われると困るんですけど、とりあえず感想だけ。

○小林議員 私も意見なんですけれども、過去の経緯を目標に変えるとなると、ちょっとまた議論が、大きな議論の、後段の部分にも関係してくると思うのであれだと思っただけなんですけれども、少数会派の活動を保障するというのが、全議員の活動を保障することとイコールかなと私も思っております、午前中の議論の中でも、前文というのは、この中に出てくる条文の理念的なところでまとめたところだというお話がありました。

今の条文のたたき台を見ますと、第4条のところは冒頭から、最初は1人の議員で構成してもいいんだよということから入るんです。そういった意味からすると、それを見れば、小金井市の議会基本条例の特徴として、少数会派をちゃんと尊重しているということにはなりますので、前文の限られた中で「少数」という言葉を用いるかどうかというのは、私も「全議員の」という、「対等、平等」という言葉はちょっと議論いただければと思うんですが、「全議員の」という言い方が誤解はないかなと思いました。

○斎藤議員 正直言いまして、この議論は前回、終わったのかなと思ったんですが、そうでなかったんですね。

少数会派の記述に関しては、是非残していただきたい。今、私が一人会派だから言うのではなくて、かつては4人会派にいたこともありまして、その当時から言っているもので、誤解なくお願いしたいんですけれども、いわゆる議会の中では、地方議会でも、会派制度を採っている議会というのは大多数というか、恐らく全部だと思うんですよね。その会派制度を採っている中でのルールとすると、恐らくてんでんばらばらで、1人、2人の会派が会派として認められていないという議会も存在するというところで、小金井市議会では、少数会派イコール1人の会派からも、完全に保障さ

れているかといえば、そういうところも、そうではない部分もあるし、逆に1人だから若干優遇されていると指摘される部分もなきにしもあらずというところで、詳細については、ここでは書き切れませんが。

どなたかが今言った、小金井市議会が今までやってきたことに関して、この議会基本条例を作るスタートラインをある程度表す意味では、この記述はできるだけ残していただきたいなと思っていて、少数会派の活動を保障イコール全議員が公平か、対等、平等かといえば、これは必要条件であって十分条件ではないというところで、イコールではないと私は思っていますので、特にこの記述が必要だと思っています。

前文に関しては保留になると座長の方からお話があったので、ほかの議会の会派の、少数会派の扱い方などを幾つか例に、資料として出していただくということでどうでしょうかね。この件は保留としたらいいかが、継続としたらいいかなと思います。

○片山議員 斎藤議員が今おっしゃった少数会派なんですけど、一人会派ではなくて、この間の議論のときも、2人とおっしゃっていたんですね。（「2人以下ですね」と呼ぶ者あり）ということで、もし何か継続する資料とか、そういうことであればと考えています。

○森戸座長 一人会派だけじゃなくて2人会派。

私も知っている議会なんかは、2人でも会派として認められなくて、代表者会議も出られないというところが結構あるんですね。

どうですか、事務局、資料は作れますか。

○加藤議会事務局長 今の会派代表者会議にどういう形で出ているかというのは、多分、うちもそうですけども、いわゆる申合せの類いなんですね。いわゆる会議規則であるとか、そういう形の中でうたっているというところはかなり少なく、会派として、条文上で書いてある会派というのであれば、ある程度調べられるかもしれないんですが、それは今、お話ししている、議論いただいているような、例えば議会運営委員会にどうだとかというところの扱いまでになると、ちょっとそこまでの資料は、もしかしたら、ちょっとお時間を頂ければそろえられるかもしれないという形で。

基本的には、今ある、調べられる中で、そういうものが出ているかという、多分出ていないのがほとんどだと思うので、今ご議論いただいている2人でも会派と認めないとか、会派代表者会議にも出られないというのは本当に、小金井市で言えば、ハンドブックのレベルの話ですので、そうすると、なかなかその上での把握となると、近隣ぐらい、電話で聞いてとかというのはできるかと思いますが、26市の詳細なとかということになるとちょっと厳しいかもしれないかなと。

○森戸座長 分かりました。

どうでしょう、近隣ぐらいのを調べてもらいますか。

○小林議員 調べていただいて、出していただくのはいいんですけども、その細かなところというのは多分第4条の議論のところだと思って、今、議論しているのは、それを前文にとどめるかどうかという扱いの話で、要は、過去の経緯を書くにしても、少数会派、少数会派と言ってきたけれ

ども、結局、そのもとは何なんだと。少数会派もちゃんと光を当てて、結局、全議員の活動を保障することが大事だよということで改革を進めてきたのであるのか、そうでなくて、少数会派をどうこうしたいということで改革してきたかと、そこが大事で、それはどうしても少数会派に対する対応、改革だったんだということであれば、そういう言葉も残さざるを得ないと思うんですけど、もしそれが、結果として全体の活動を保障することであれば、そういう言葉の方が前文にふさわしいのではないかと思うんですね。

○森戸座長 小林議員の提案は「全議員の活動を保障する」というふうに変えた方がいいということですよ。自民党は、対等、平等の活動を保障……。

○湯沢議員 いえ、「対等、平等」は要りません。「全議員の」となれば構わないです。（「いや、最初は」と呼ぶ者あり）そうですね、最初の提案はそうです。こだわりはないです。

○森戸座長 こだわりはない。

○水上議員 会派か全議員かという問題はやはり大事な問題で、この後、条文の中で議論になってくると思うんですよ。例えば政務活動費の支給のときに、では、政務活動費は、議員に支給するものなのか、会派に支給するものなのかということの議論がずっとあるわけです。例えば議員に支給できるということになれば、それぞれが市政レポートとかいろいろ、会派の中でも出しますよね。そういうものにもお金が使えるということになっていくという面もあるし、会派だということになれば、何とか市議団みたいなもので出さないと政務活動費は使えないということがあって、これはこの間、ずっと議論してきたことではあるんです。なかなか結論が出てこなかった問題で、それはやはり、だから、全議員か少数会派かという問題は、僕はそういう問題もはらんでいるから、正確にしておかなくてはいけないのではないかなと思うんですよ。

これはこれからの議論になってくることだから、前文にはやはり、今までの「少数会派の活動を保障する議会」というのは、議会改革の中でテーマとして出てやってきた問題だと思うんです、客観的に。だから、こういう言葉で出ているんだと思うんです。だから、「全議員の活動を保障する」という言葉では、議会改革のテーマとしては挙がってきていなかったと僕は思うので、だから、湯沢議員の意見を全く否定するつもりはないんですけど、ここはかつての議会改革の中身を書いているだけであって、そういう新しい問題は、ここで議論し始めると前文が決まらないまま条文に入っていくということになっていくので、ここはあくまで一致できるところで作っておいて、新しい提案として、次の条文の中に出てくるので、会派か議員かみたいなことが、そこでちょっと議論する中で、もし全議員だということになるかもしれないし、やはり会派だということになるかもしれないけど、その議論にちょっと委ねるという形にできないかなと。どうしても前文に盛り込みたいということなのか、そういうふうに議論を先送りというか、違うところで議論するみたいなことではだめなのかなという気がするんですけど。これ、結構延々と続くのではないかなという気がして。

○森戸座長 そうですね。水上議員がおっしゃったように、政務活動費のところはかなり、議員に出すのか、会派に出すのかという議論はあったんですよ。議員に出すべきだという意見もあったん

だけれども、結論的には、会派に支給するという事になったということなんですよ。だから、先ほどの湯沢議員の説明から言うと、会派制度は要らないんだという話になってくると、ちょっと根本からの議論をもう一回やり直さなければいけないことになって、「全ての議員」と入れることによって、将来的には会派性はなくしていくという方向も含んでいるとしたら、ちょっと根本的にもう一回やり直さなければいけないなというのはあるかなと思います。

○**小林議員** すいません、水上議員、確認だけさせてもらいたい。申し訳ないです、全会派と全議員というところは余り使い分けていなくて私は発言していましたが、今後の議論で全会派でもいいと思うんですけど、少数会派に対して、柱でしたか、議会改革の柱として議論してきたということでしたけれども、そこが、私が知りたいのは、「少数会派の」という、言葉としてはそういうことでやってきたけれども、それが結局、全会派を平等に扱うという内容の話だったのか、少数会派をどうにかしようという議論だったのか、ちょっとそこだけ、もし覚えていれば。

○**森戸座長** 政務活動費のところ。

○**水上議員** この間の議会改革のテーマとして、少数会派の活動を尊重するという議題でやってきたのか、要するに、全会派ということやってきたのか。小林議員は全議員ではなくて、全会派ということだったの。(不規則発言あり) そうですね、会派と議員は随分違うから、議員だと思っていたので、先ほどのような意見を述べました。

○**小林議員** ありがとうございます。少数だということやってきたんだというところの説明だと思っていたので、逆にそこが、少数ということは、言葉としてそう扱ってきたけど、全員一緒なんだよということを改めようということやってきたのであれば、ここにそういう、少数という言葉にこだわらなくてもいいのかなと思ったので、ちょっと経過が分かればと思いました。

○**森戸座長** 基本的には、少数会派という流れでずっと来ているんですよ、小金井市の議会としては、と私は認識しているんですけど。

○**五十嵐議員** いわゆる議会改革に取り組む前から、そのときは、少数というよりは一人会派のことにしても、先ほどから出ているとおり、3人いたら1人は会派代表者会議に出られるとか、議会運営委員会に出られるとかということは、多分通常、特に昔は、通常の議会だったら、一人会派の人が3人いても、そこにはもう、議会運営委員会とか会派代表者会議に出る権限はないと見なされていたと思うんですけど、それを、いろいろ一人会派の方から発言もあったんでしょう。そういうことで認められてきたということは事実なんですよ。だから、そういう意味で、議会改革という、いわゆる議会運営委員会でテーマを設けて取り上げたこと以前から、そういうことがされてきたということをやっているんだと思いますし、そういう意味だと思います。

それで、そういうことがあるので、例えば代表質問をしようとかという時間配分をするときには、1人でも5人でも、会派にまず10分という形で、あとは人数割りという形で、会派というところを1人でも5人でも平等に、一応時間的には付けたらという考え方もしてきましたよね。そういう選択も中に入れて、どうしましょうかというやり方をしてきましたので、議会改革に取り組む前から、先輩たちがそういうふうに来てきたということなんですよ、事実としては。そういうことだと思

います。

だから、議会改革の中で、少数会派のどうかというテーマが出たかどうか、ちょっと私もそこは記憶にないんですけど、そういう全部を含めて言っている文章だと思います。

○湯沢議員 水上議員がおっしゃったことはまさに私の本意で、条文の中で具体的に、では、これから会派をどうするのか、議員間の公平な活動というのをどうしていくのかということを議論することができれば、とりあえず前文のここは保留にしておいていただいて、後から遡って、最後に考えるということでもいいのかなと思っています。

もう一つ付け加えさせていただけるならば、前文に過去の経緯を載せるというのは余り一般的ではないのではないかなと思っているので、必ずしも、こういう過去の経緯があって、こういう条例を作るに至りましたという表現は、私は必要ないと思っていますし、先ほど頂いたほかの近隣市の前文でも、余りそういった表現はないのかなと思っています。法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べるというのが前文の意味だと一般通説ではなっていると思いますので、そこだけはちょっと言わせていただきたいと思います。

○渡辺（ふ）議員 今、いろいろ伺っていて、やはり小金井市議会らしさという部分で、今までの過去の経緯というのはここで是非入れておこうということで、通常入れなくてもいいものなのかもしれないけれども、ほかの議会と比べて、いかに小金井市が、この議会改革に早くから取り組んできたかという、議会改革という言葉が出る以前から、さっき言われていましたけど、公平性とか少数会派とかというところに本当に光を当てて、またそういうところから出てきた意見を取り上げて議論をして、議会改革を進めてきたという、特徴的な小金井市の今までの努力というか、それをあえてここに入れたいという思いで入れているものだと思うので、入れる必要はないということについては、私は、これはあえて入れていただいていいのかなと思う。

少数会派はまた今後、議論されるかもしれませんが、これもあえて、この少数会派、1人であっても2人であっても尊重するんだということをずっと長年にわたって議論してきた、その象徴的なものをここに入れているということでは、全議員が対等、平等で、また発言する権利も、そういうものを持ち合わせているというのは言うまでもなく、全国どこの議会も、当然それが最も大事な原点だと思っているんですね。その上で、議会運営をいかに、議会をうまく進めていくのかという部分で会派が構成されたりとか、またここで会派が出てきますけど、そういうものが後から付いてきているものだと思うので、そういう点からいくと、私的には、少数会派、そしてこれまでの歴史というのは是非入れておいていただいた方が、小金井市らしさが最も、らしさといいますか、今までの歴史が反映される形になっていいのかなと。

また、会派のことも、特にここに焦点を当てて、今まで取り組んできた改革の結果が、今のこうした、一人会派でもいろいろな権利をきちんと持ち合わせて、それを行使できるといいますか、そういった形になってきたということ言えば、あえて入れていくということに意味があるかなと思っています。

○白井議員 水上議員のおっしゃった最終的に目指す姿というところは、私個人としては非常に共

感するところでありますが、条文に関して言いますと、ここの「日々議会改革に努めてきました」、この内容については、やはり小金井市の議会の特徴、議会基本条例を制定するに至った経緯、趣旨、趣旨も含めてですよね、それを説明するに当たっては必須のものかなと考えております。

なぜかという、ここに書いてあるとおりで、何もやっていなかったわけではないし、改革も別に怠ってきたわけでもない。当然、外からも言われるように、特徴的な改革を進めてきたというのはやはり事実であって、「しかし」以下にも書いていますが、ただし、やはり時代背景も含めて、更なる改革が必要なんだということを我々自身及び市民にも認識していただくということを含めて、この経緯は、文脈としてもやはり必要なのかなと感じております。

あと一つ、私は4月に議員になったばかりですので、一人会派になって、私になって気付いたこととしては、外からすごく言われるんですよね。僕から言わなくても、「小金井市はいいよね、一人会派でもこういうことができるし」というのは知られているんですよ。本当に私が言わずとも、「一人会派です」と言っただけで「ああ、いいね」というふうなことを言われるということは、それだけ小金井市の市議会が少数会派の活動を保障してきたこと自体がやはり事実だと認識されているということだと私は認識していますので、それだけではないんですよ。少数会派だけを別に優遇してきたとか、その活動を保障することだけをやってきたわけではなくて、ここに書いてあるように、市民に開かれた議会もそうですし、自由闊達な質疑もそうですし、そういったことを含めて議会改革をやってきたということは小金井市議会の特徴でもあるので、残しておくべきと私は思います。

○森戸座長 残すべきというご意見が多いんですが、先ほど来説明されている渡辺（ふ）議員や、それから白井議員からも言われているとおりで、やはり小金井市の議会は、本当に先輩議員を含めて、英知を集めながら今日のものにしてきているんですよ。

前は、例えば委員会協議会は、ここでやらなかったんですよ。正副議長の議長応接室で委員会、協議会をやって、それで、終わって、ここに来るとのことだったんですけど、今は10数年来、この委員会協議会をこの場所で、公開の場でやってきたというのも、これはすごい改革だったわけですね。

併せて、少数会派の問題についても、かなり、この期ですよ、会派代表者会議に1人の会派も出るように、全ての会派が出るようにすると。一人会派を除外しないということをやってきた。

実はこういうことを、私なんかは議長の時もそうだし、議会運営委員会の委員長の時もそうだし、視察に来られたときに説明すると、皆さん、驚かれるんですよ。よくそんなことをしていますねというわけではないけど、そういう感じですよ。そういう点から言えば、それなりに小金井市の議会というのは、他市と比較をしても、いろいろな点で先進的に進めてきたところもあったけれどもということ、やはりきちんとうたった方がいいと。しかし、そうした上に立って、更に私たちは議会基本条例を作って前進していくということをこの前文でうたうというのは、私は経過からしてもあるのではないかな。

ある議会からは、「小金井市さん、議会基本条例、要らないのではないですか」と言われたんで

すよ。「もう既に議会基本条例でうたわれていることをやっぺらっしやるではないですか」というのは言われたんですね。しかし、そこをあえて私たちは、更に議会改革を進めて、この議会基本条例の中でうたって更に前進をさせていくという意味合いが、この中には含まれていると。その議論を前回、行ってきたということがありますので、できましたら、そこはちょっと削除するということにはならないので、ご理解いただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○湯沢議員 皆様のおっしゃられていることはよく理解できました。

中身の中で、会派についてとか、議員間の関係についてというのを議論すると思いますので、一応は保留にしておいていただければと思います。そういうことで是非お願いします。

○森戸座長 保留というご意見ですが、よろしいですか。

○鈴木議員 確認させてください。今、「少数会派」を「全議員」と置き換えるかという問題が保留だということは、もう少しこの議論に時間が必要なのかなと思うから同感です。ただ、これまでの小金井市議会が行ってきた改革への取組を載せるかどうかということについては、これもやはり保留なのかなと思う。これはどう。今、座長は、残す方向でということをご提案されているという状況ですよ。

○森戸座長 そうです。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

ちょっと各会派、このところのご意見を頂きたいんですけど。保留にするにしても、例えば自民党は持ち帰って検討したいということの保留なのか、それとも、その先の議論があつて、議論をしてみれば、やはりこれでいいと思うので保留にしてくれということなのか、ちょっとそこははっきりさせておいた方がいいのかなと思いますので。

それで、ちょっと会派によっても微妙に、会派の中のご意見が違うかなというところもありますので、若干休憩をして、調整が必要なところは調整をして。

○宮下議員 それから、前文は固めつつも、もう一回、ちょっと最後に見直しというのも一応あるので、そういう意味でも担保は取れているのかなという気持ちは一応ありますけれども。

○森戸座長 ただ、固めていかないと次に進めないです。固めないものが多くて……。

○宮下議員 もちろんそうなんですけれども、前文だけはちょっとほかの項目とは別扱いで、条項は一步一步固めていくしかないと思うけど、前文だけはちょっと最後の最後にもう一回、食育推進基本条例ではないけれども、見直しが必要になる可能性もあるかなと思っているんです。

○斎藤議員 すいません、今この議論をしていて気が付いたんですけれども、これから各条項をやっていきますよね。それは、条文を作るのと、いわゆる議会改革と一緒にやっていくんですか。現状で条文を作って、議会改革は議会改革でいろいろ考えていくのか、条文を作りながら、その条文の内容についての小金井市のあるべき姿とか、要するに、ルールを作っていくのか、その辺、どうでしたか。ちょっと私、すいません。それによって前文も変わってくるのかなと思ったものだから。

○森戸座長 条文の中には、議会改革に関係しているものもあることはあるんですよ。例えば、議論していない広報広聴委員会なんていうのは、まさに議会改革の中身の議論で、だから、両方が折

りまざっているのでは。今までのところと、それから今後のことと、両方が折りまざっているのではないかと私は認識しているんですけど。

○片山議員 私の認識としては、一致したところについては、ある程度そういった形で、多少これまでと変わったところがあるということもあるとは思んですけど、一致したところは進んだと。不一致のところについては、これまでとちょっとまた違う、議会改革を進める部分もあるかもしれないので、そこはここで議論して、一致して、また作業部会に落としてという形になるので、そこは更に議会改革が進むという感じなのかなと思っています。

○森戸座長 現状のこの項目の中には、議会改革に関わるものも入っている、「今までにないやつとか」と呼ぶ者あり）今までにないものが入っていることは、一致したところで入っているんですよ。（不規則発言あり）だから、議会報告会なんかも一致はしているけど、その在り方とか回数などは不一致のところがあって、これも一つの議会改革でありますよね。だから、議会改革を進めながら議論をするということもあると。両方だと思うんですね。

○宮下議員 そんなに皆さんのあれに反逆するようなことを言うつもりではないんですけど、一応我々がこれをスタートするに当たって、この議会基本条例策定代表者会議の目的というのを決めたときに、ちょっと決めた文章があるので、もう一回読むと、「小金井市議会は、これまでも議会改革を進めてきた。市長と対等な議会としての権能を高め、市民に分かりやすく開かれた議会を目指し、既存の申合せ事項と会議規則との整合及び見直しも図りつつ、市民福祉の更なる向上に寄与するため、議会の最高規範となる議会基本条例を策定する」というのを最初に一応確認しているので、過去の経緯もあり、これからも向上していこうという意味合いは含まれているのかなと思います。

○白井議員 前文の保留の件なんですけれども、その前に、さっきからいろいろ意見を議論して、過去の経緯の部分に関しては、いわゆる事実ですよという話がありましたよね。なので、だから、これはこれで変えようがないと思うんですよ。文章として細かい文言はあるかもしれませんが。なので、だから、経緯を入れるかどうかというのは意見があったと思うので、多分その議論ということ。その各会派の見解ということですね。

○森戸座長 そうですね。保留にしてほしいと言われたんだけど、何で保留にするのかなんですよ。皆さんの全体のご意見をまだ頂いていないので、ここを残すということが多数で、会派に持ち帰って検討するということが保留にするのか、何のために保留するのかがはっきりしない中で、単純保留になるのかどうかということなんですよ。またもとに戻ったら、この議論が始まって、結局、一致しないみたいな話でということになると、ちょっと効率的でもないで、どこの委員会でもそうだと思うんですが、保留する場合に、どういうことが課題になって保留するのかというのははっきりしておかないとまずいと思うので。

○白井議員 経緯は経緯としてあったとして、さっき湯沢議員が意見として出された、全議員が対等、平等うんぬん、そういったニュアンスの話に関しては、経緯なので、ここに入るべきではないと思います。ここを、だから、言葉を差し替えるとかというのはあり得ない話なので、まずこれは経緯として入れるかどうかという、残すんだったら、なぜ保留にするかというのを各会派から意見

を出されたらいいということですよ。

なので、場合によって、会派というものの考え方、全議員が対等、平等うんぬんという考え方によっては、これから目指すところの中の文言が、もしかしたら変わるかもしれませんよというのは、今後の条文の議論次第ということ、そういう認識でよろしいですか。経緯のところは、これを入れるかどうかだけ。その各会派の意見をということですね。さっきから、全会派とか全議員の活動を保障するうんぬんとかということ、例えばこの経緯のところの話をもともとされていたと思うんですけど、それはこれから目指す話であって、それが一致できるかどうかによって、そういう文言が入るかどうかですよ。それは、この経緯のところとは別のところの、これから目指すところの文章の中に、そういうニュアンスを入れるかどうかという話なので、別で考えていいんですね。だから、今、まず確認すべきは、この経緯のところを入れるかどうかということですよ。

○森戸座長 そうですね。

○湯沢議員 さっきちょっとだけあったんですけども、これまでの議会改革について、少数会派の活動を殊さらに保障してきたのか、それとも全会派の活動を保障するということを話し合う中で、その実現の手段として、少数会派というのを殊さらに議題に上げたのかということ、ちょっと議論があるところなのかなと思うんです。

○森戸座長 これまでは、一人会派の方が、例えば会派代表者会議に出る場合、出席される場合には、1人から3人については1人代表を出すというのが申合せだったんですよ。したがって、この申合せに基づいて、一人会派の方々が3人いれば1人を出すと。一人会派の人が2人いれば、そこから1人を出すということで、一人会派の方々に集まってもらって選出をさせていただいていたということですので、全ての会派とか全ての議員ということではない部分で進んできたところがあると。そこは今、一人会派も全部、会派代表者会議は出るようにするとなりましたので、変わってきているところであると思います。

したがって、一人会派とか2人会派とか3人以下の会派のところは、それはそれで問題にして、この申合せ事項もそういうふうになっていると。だから、事実としては、一人会派ということを考えながら議会運営を考えてきたというのはそういうことなんですね。全ての会派、全ての議員を対等、平等にという立場とはまた、文言を言い替えればそうなるのかもしれないんですが、ちょっとそれは違うんです、やはり強調点が。違うんですよ。湯沢議員は経過が分からない中で来ていらっしゃるから、そんなの、言葉を変えればいいのではないと思われるかもしれないけど、そうではない、やはり少数会派を私たちが尊重してきているという、これは自負なんですよ、ある意味。

だって、他の議会では、少数会派、さっきもあったけど、全く相手にされないなんていうところはたくさんありますよ、今。無会派扱いだよ。政務活動費は出ているというのはあるだろうと思うんだけど。そういう中で、やはり私たちがあくまでもここを強調し、民主的な議会としての小金井市議会の、これはある意味、自負だと私は思っています。

○鈴木議員 過去の経緯、議会改革に努めてきた経緯、ここに自負があるということだと思っ

きの保留の話に戻るんですけど、この少数会派の解釈、定義というのは、もしかしてこの後、出てくる条文の中で、できるなら、少数会派の部分については、その条文の中で議論するということが保証できれば、とりあえずここでは保留して、過去の経緯の扱いについて、それとは二つに切り分けて、扱いを決めていくのか、どちらかなのかなと思うんですけど、どうなんでしょう。

○齋藤議員 恐らく、少数会派なんて定義はないんですよ。今、たたき台の中でも、最少を1人の議員にするということで、その後、第3項で少数会派を尊重するという形になっているんですが、では、これが何人なら少数という定義は、私、ないと思います。あくまでもほかの議会の会派制度と比べて、少数会派というのが尊重されていないということに対する話だと思うんですよ。ですから、それは、1人だったら、1人なのか、2人なのか、3人なのかというのは、私は少数会派の定義にはならないだろうと思います。あくまでも他の議会と比べて、少数の会派が、1人のときはだめとか、2人まではだめだとかというところがあると思いますけれども、そういう意味での少数会派と捉えて十分ではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○森戸座長 それで、皆さん、いかがですか。ここを削除するというご意見があるんですが、削除すべきでないというご意見と、ちょっとそれぞれ、いかがですか。

○林議員 私は、これは削除しなくてもいいと思っています。過去の経緯というよりも目的というふうに捉えられると思いますので、残すべきだと思います。

○森戸座長 百瀬議員、いかがですか。

○百瀬議員 私も残すべきだと思います。後段の、今後、我々がやるべきことの前段の、一つの前書きという形で非常に重要ではないかなと思っております。

○森戸座長 共産党。

○水上議員 残すべきだと思います。大体、カットするという理由が、要するに、余りこういうものは入らないという話ですよ、前文は。ただ、各市の例を見ると、結構自由闊達に書いているのではないかなという気がして、例えばまちの何か成り立ちみたいなことも書いていたりとか、そこは自由でいいのではないかなと僕は思います。

○森戸座長 鈴木議員のところは。

○鈴木議員 そうですね、過去の経緯、ちょっと難しいなと思っていまして。要は、今、齋藤議員が言われたとおりで、少数会派の定義、確たるものがないと。そういうものをここに、前文に載せるべきかというところでは、私は、ここでもし置き換えられる言葉があるのであれば、置き換えた方がいいのかなという意見を現在は持っています。だから、その定義の部分をどこで議論するかということも含めて、ここで詰めきれないのではないかなという思いを今、持っています。

○森戸座長 公明党は。

○小林議員 補足があれば。残すことは合意できていると思います、うちは。少数のところは、皆さんの経験のご意見はよく分かるんですけど、ちょっと自分の中でストーンと落ちていないところもあるので、いつになっても、ちょっとここはフィックスはさせないで、また議題に供してもいいということにしておいてもらえればと思います。

○森戸座長 自民党はいかがですか、残すことは。

○湯沢議員 私は削除を主張させていただきます。過去のことは普通、書くものではないからという理由でと言われるとちょっと心外なんですけれども、過去にこうだったということをここに書いてしまうと、過去にこうだったから、では、未来もというふうに、なし崩しにどうしてもなってしまうと思うんですね。それは私たちだけではなくて、これから新しい小金井市議会を作っていくだろう未来の議員に対しても、ここで、皆さんが最高規範とまでおっしゃる条例の前文において、未来をそういった形で縛ってしまうのは、私は賛成はできません。なので、こちらについては削除をあくまで主張させていただきます。

○森戸座長 未来までは、これは拘束していない。

○五十嵐議員 要するに、だれが読んでも事実が分かるように、やはり書いていかなければいけないのかなという思いがあって、過去の経過は知らない湯沢議員がそんなふうにとっているというのはちょっとどういうことかなと思いつつ、ちょっと考えたんですけど、ここで書かれている書き方は、「市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動を保障する議会」と三つ並列に並べていて、この三つをみんなが進めてきたというふうにとられるんですけど、実態は、少数会派の活動を保障する議会というのは、積極的にやろう、やろうと言ってきたというよりも、少数会派の人たちが頑張って主張してきたことを認めてきたということのような気がするんです。結果的に、それを認めてきているわけだし、少数意見を大事にしてきたということは確かなんですけど、それがこういうふうに書かれてしまうと、もしかして、それを同じように積極的にやってきて、これからもやっていくんだというふうにとられてしまうのかなとちょっと思いつつ、そういう意味では、市民に開かれた議会とか自由かつ達な質疑を保障する議会というのは積極的に取り組んできたことではあるんだけど、ちょっと質が違うかなと、今までの経過から見ても、そういう印象を持ちました。

過去の経過を書くのは賛成ですし、私は書くべきだと思いますが、ちょっとそういう、将来の人に、知らない人に誤解される表現というのはやはり避けるべきかなという思いもちょっとしているんですね。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午後 2 時 17 分休憩

午後 2 時 31 分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、いろいろな議論があったんですが、多数は、この歴史的な経過のところは残すべきだという意見でありました。五十嵐議員からは、もう少しこれは分かりやすくというか、誤解のないようにした方がいいのではないかとのご意見もありましたが、基本的には、ここの文章なんだろうと思います。できれば、自民党がここは削除した方がいいというご意見があるので、会派に持ち帰って検討していただけないでしょうかと思います。そういうまとめ方でいかがでしょうか。よろしいです

か。自民党、よろしくお願ひいたします。

では、続いて、「市議会の最高規範として」という、この「最高規範」というのがやはりちょっとそぐわないのではないかと中山議員からご意見を頂いたわけですが、改めてご提案を頂ければと思います。

○中山議員 最後の「議会の最高規範」というところ、前回は議論の中で議題になったかと思うんですが、本当に論理的な話であって、地方自治法がある中で、二つの最高規範というのがあるのはどうなのかというところで。

それで、前回の議論では、では、ここに「議会の最高規範」と付けばいいのではないかといいことで、時間もないうちで、自民党会派としてもそれを了承し、その文言が残っているわけなんですけど、やはり「最高規範」というところに関しましては、地方自治法との兼ね合いで、この部分をどう扱うかというところについては、まだちょっと違和感を持ってまして、ここに「最高規範」とするのかどうか、こういったところをちょっと議論してみたいなと考えています。

それで、当然、議会基本条例で小金井市議会の議会の在り方、それから議員活動の在り方というところを定義付けていきますので、それはやはりひとつ、制定されれば従って、のっとっていく必要があると思うんですが、最高規範という意味では、議会基本条例と地方自治法、こういったところの流れとして、どういうふうな解釈をしていくのかというところにちょっと疑問を感じていますので、そういった点につきまして皆様方のご意見を頂ければと。

具体的には、「最高規範」の部分を「議会の規範として」というような形にした方が分かりやすいのかなと。以前は、これは削除すべきだというような主張をしていたかもしれないんですけど、それだとなかなかご理解を得られないかなということで、趣旨は私も分かっていますので、自民党としては、ここをどういうふうな扱いにしていくかというところでご提案をしておきたいと思ひます。

○森戸座長 これは第21条との関係が出てくるんですね。「この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範である」と述べています。ここは、この条例を議論するときに、中山議員からおっしゃっていたことでもありますので、「最高」を取って「規範とし」とすべきだというのが中山議員のご意見なんです。

○宮下議員 ここは確かにちょっと慎重に考えるべきという思ひは私もあります。ただ、現在の小金井市議会のルールというものが、申合せ事項が様々あって、体系的な整備がされていなかったり、あと市議会の会議、本会議の規則があって、委員会の規則があって、よく見ると、ちょっと言っていることが違っていたり、議員は自由な発言をしてはいけないという表現があったり、自由に発言していいという表現があったり、意味合いもそれぞれ違っていたりすると。そういうことをいろいろ考えると、では、何で我々は今この議論をしているかという、ちゃんと体系的なルールを決めようよというのがあったのかなというのがあります。

だから、そういう意味では、「最高規範」という言葉にそれほどこだわらないんですけど、そうはいったって、全体を網羅する体系立ったルールをこの際、決めようではないかというのがやはり

機運の一つにあると思うんですね。だから、そういうのを一つ私は思っています。

ただ、これまでの議論の経緯の中で、確か「小金井市の最高規範」という表現にすべきだという意見もあったと思うんですよ。だけれども、そうではないんだと。「小金井市の最高規範」となると、それはまた地方自治法上のいろいろな整合性が問題になってくるので、ここに書いてある「最高規範」というのは極めて限定的な最高規範であって、ここに書いてあるのは「小金井市議会の」というのが付いているので、本当に狭い、小金井市議会の狭い枠の中でしか通用しない最高規範という理解になるのかなと私は思っているの、そういう意味合いからすれば、これはそんなに拡大解釈していかないのかなというので、私自身はそれで納得しているんですけども、ちょっとこれは、そういう納得の仕方ということで一応。

○中山議員 ご意見を頂きまして、ありがとうございます。

これ、法的にはどうなんですかね、解釈として。地方自治法がある中で、どういう解釈になるんでしょうか。

○森戸座長 例えば、事務局に答えていただければいいと思うんですが、栗山町議会は最高規範性と言っているんですよ。「この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない」というところまでうたっているわけですよ。だから、ある意味、小金井市で言えば、政務活動費の交付に関する条例があり、倫理条例があり、会議規則があり、委員会条例があり、あと申合せですよ、もあって、そういうことを網羅した基本理念的な条例が、この議会基本条例だという意味で、小金井市議会の中の、宮下議員がおっしゃったように、小金井市の中の限定的な中の最高規範性ということの議論だったかなと思っ
ていまして、最高規範はやはり憲法ですよ、私たちから言えば。大きな基本的な柱としては、憲法があり、地方自治法がありということになっていくと思うんですが、本当にミニマムの小金井市議会というところの範囲の最高規範だということだと思うんです。

○中山議員 そういうご説明を頂きまして、ミニマムな議会の中での規範であれば、別に「最高規範」でなくてもいいかなと思うわけです。ですから、例えば「基本理念」とか、「最高規範」ではなく、「議会の規範」もしくは「市議会の規範」として定めるということで私はいいのではないかと考えているんですが、いかがでしょうか。

○森戸座長 「基本理念」とか「規範」とかということですね。

法律上は、まだすぐ出ないよね。法律上は問題ないよね。

○加藤議会事務局長 例えば、つい最近ですと、八王子市が素案とかをインターネット上に載せていますけど、そこにもやはり「議会における最高規範として、ここに八王子市の議会基本条例を制定する」とうたっていますし、前にご説明した、前文の中は、基本的には条例制定の由来とか理念とか、そういうのが述べられているものであって、具体的な法規を定めたものではないという位置付けですので、この前文の内容から、直接法的な効果が生ずるものではないということから考えれば、この文言を使って、その上位法にあるうんぬんが制限されるとかというのは、そもそも前文で、そういう法的な効果が生ずるものではないので、そういった意味では、この文言を使って何か

まずいかということとは多分ないだろうと思います。

○中山議員 そうしますと、第21条の条文における「議会における最高規範」については、これは条文ですけれども、法的な拘束力等は問題ないのでしょうか。

○加藤議会事務局長 この「最高規範」という文言自体がちょっとどうかというところですけども、ここの解釈が果たして、今お話で出ている例えば地方自治法を何か脅かすようなと言ったらおかしいですけど、そもそも条例ですから、条例は当然、その範囲内でしか定められないという大原則がありますので、それを侵すような文言が入っていると、具体的には、例えば権利義務関係で、そういうものが生ずるとかというのが出てくると当然まずいだろうと思うんですが、この文言自体は、ちょっとほかのところで、条文の中にその文言を入れているかどうかと、そこまではまだこちらも見えておりませんが、具体的な上位法を上回るというか、その範囲を逸脱したような形の中身ということであれば、基本的には、その辺のところというのは、この文言を使ってはいけないということに入るかというのは直接的には言えないと思うんですが、そこは、文言として気になるということであれば一定お調べしますけれども、多分それは問題ないのではないかと思います。（「八王子市に入っている」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 八王子市ね。条文にも入っている。

ちょっと白井議員、ご発言をお願いします。

○白井議員 今、頂いた資料を見ますと、八王子市は第6章ですね。ここも「最高規範性及び見直し手続き」という部分があるんですが、第19条ですね。「この条例は、議会における最高規範であって」うんぬんということで、一応こちらにも入っていると。

○宮下議員 ちょっと一応参考までに申し上げますけれども、我々公明党としては、第21条の議論のときに、意見として、「議会における最高規範」という文言がほかの部分にも出てくるなら自然に見える。あるべきところに1か所きちんと明記すべきであるという意見は一応言っております。だから、このときの言いたいことは、前文に出ているのであれば、条文であえてうたわなくてもいいのではないかとすることは一応表現したつもりです。そうなると、前文でうたっているだけになるので、理念的な内容にはなってしまうんですけども、そういうことでもいいかなと思っています。

○飯田議会事務局次長 ちょっと多摩市の例を見させていただいたところ、多摩市の書き方ですと、市の中の条例の中、市議会におけるいろいろな条例の中の最高規範というような文言を使っております。ですので、当然こちらの条例につきましては、地方自治法に反したものは持てないわけでございますけれども、もし気になるようでしたら、こういう多摩市のような書き方というのも参考になるのかなと思っています。

○森戸座長 多摩市のをもう一回読み上げていただけますか。

○飯田議会事務局次長 「この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範です」。第2項としまして「議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはなりません」ということで、あくまで市議会の他の条例の中

での最高規範というような書き方だと思います。

○森戸座長 それは第21条……。 (「第24条です」と呼ぶ者あり) 条例の項目の中で、条項の中ですよね。(「はい、条項の中です」と呼ぶ者あり) 前文には。(「前文の中では「最高規範」という書き方でございますね」と呼ぶ者あり) になっているんですよね。市議会についての最高規範という言い方になっていますね。

だから、この前の話で、これは「小金井市議会」というのを入れるということにしたと思うんですね。

皆さんからご意見は。

○鈴木議員 この「最高規範」、私もちょっと違和感を感じていた1人です。ただ、今ご説明いただいたような過去の経緯ということを知ると、なるほどなと納得できるところもあるんです。

ちょっとここ、休憩していただいてよろしいですか。

○森戸座長 では、休憩します。

午後2時46分休憩

午後2時48分開議

○森戸座長 再開いたします。

鈴木議員から今、休憩中に一定のご発言がございました。そういう表明があったということではありますが、皆さん、いかがでしょうか。基本的にはいいということによろしいですかね。(「第21条でちょっと議論になるかなと思うけど」と呼ぶ者あり) もう一度。(「というか、俺は要らないということを入れているわけだから」と呼ぶ者あり) そういうことですね。では、第21条でもう一度議論をします。前文はこれで。第21条は問題があるけど、前文はいいということですか、公明党として。(「という流れになるかなと思うんだけど」と呼ぶ者あり)

○宮下議員 うちは一応、だから、第21条のところで一定のコメントを載せているので、この前文のところが一応これでスルーしたとしても、ちょっとやはり第21条のところは一定の議論をさせてもらいたいということで、エントリーだけさせてもらいます。

○森戸座長 分かりました。

○中山議員 大体分かりました。ご答弁ありがとうございました。

それで、第21条で議論するということなんですが、前文に「最高規範」と仮に載ってきて、それから第21条に「規範」なり「基本理念」なり、そのまま「最高規範」となるか分かりませんが、そうなった場合に、ちょっとやはり前文と一致していないことについて、逆にそっちも違和感を感じるんですよね。ですから、第21条の議論をした後でも、ここの部分についてはどうするかということは議論してもいいのではないかと考えますが。(不規則発言あり) だって、前文との整合性を取らないと。

○森戸座長 前文との整合性。保留というご意見があるので、どうしますか。(「保留して、後でやった方がいいのか、今ここでやった方がいいのか」と呼ぶ者あり) 第21条との関係で議論したい

ということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）ですよね。

自民党は、第21条は原案了承になっていて意見はないんですよ。

○中山議員 だから、それは、前の条例の議論の中で「小金井市議会」を付けるからということでした承したという話ですから、状況がやはり変わってきたということです。

○森戸座長 状況が変わってきた。「小金井市議会」というのが付いた。

○中山議員 だって、当時は、時間のなかで議会基本条例を制定しないといけないという大原則がありましたよね。ですから、我々も歩み寄ったという形です。

○森戸座長 歩み寄りの了承ということですか。ということなので、この「最高規範」は保留にしたい。第21条でもう少し議論を深めたいということなんですが、ただ、多数は、ここ、このままでいいという議論なんですが、（「前文」と呼ぶ者あり）うん。それでも難しいですか。

○中山議員 一応会派に持ち帰って見ないと。

○森戸座長 では、会派に持ち帰って検討していただくということで、自民党は持ち帰りですね。では、そういうことでよろしいですか。

○加藤議会事務局長 この「最高規範」のところですけども、先ほど白井議員の方から八王子市の例を挙げていただいて、今、ちょっと私も八王子市の条文の解説も入ったものというのが公開されているのがありますので、それを見比べていたんですけど、八王子市においては、前文の言い回しと、あと条文の中における言い回しが、「議会における最高規範」という、この言い方で統一しているんですね。

小金井市においてはどうかというと、小金井市では、「小金井市議会の最高規範」と前文では直しまして、第21条では「議会における最高規範」と。「小金井市議会の」か「議会における」かだけの差なんですけどね。なので、差といえば、その差があるだけかなという。

あと、八王子市の条文の中における条文の解説をちょっとざっと読ませていただくと、「「議会基本条例」が議会に関する他の条例・規則等の中で最高規範であることを規定しています。なお、形式的には他の条例との間に、法的に効力の優劣があるものではありませんが、制定目的やその内容から、最高規範性を有しているものと考えています」という解説が一応書いてあるんですね。なので、この辺のところもちょっと参考にしつつ、この条文をもし後で議論なされるということであれば、ここを念頭に置いてご議論いただくと整理しやすいかなと思いますので、ちょっと参考までに。

○森戸座長 そこは、改選前の議会でも議論になったところなんですよ。最高規範とはいえ、一応優劣はないということは、そういう議論はしたかなと、今、局長から言われて思い出しましたが、ということだと思います。

ただ、中山議員、今回、意義と目的の中に「議会の最高規範となる本条例を制定する」ということになっていますので、そこは、これまで議論してきたものを踏まえた上で結論を出していただければ。

○中山議員 設置目的の方では「最高規範」と入っています。私としては、別に設置目的を定義す

るだけの話なので、特にそこは余り意味ないかなと思って了承とした経緯もありますので、今後、そういった経緯も踏まえて判断していきたいと思っています。まずは持ち帰ります。

○森戸座長 では、そういうことで持ち帰り、保留ということにさせていただきますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それで、本当は条文に入りたかったんですが、3時となりまして、ここで休憩をさせていただきたいと思います。条文にはちょっと今日、入れないという。いいですか、入れないということで。3時半から30分でも第1条……。 （不規則発言あり）

○白井議員 3時半からその他を先にやって、終わる時間によって、20分でも30分でも、5時まであるようでしたら、入ったらいいと思います。

○片山議員 私もちょうと初め、取り掛かってみて、それで議題というかな、課題をちゃんと明らかにして、次の議論をしたいなという気がします。

○森戸座長 なるほど。分かりました。

では、ちょっと休憩して、条文に入ります。30分ぐらいやります。4時から協議会の方に入りたい。表の代表者会議のその他というのは別になかったんですか。表の方で。（「研修会の件」と呼ぶ者あり）研修会は協議会のところでいいですね。（「表の方は、その他はありません」と呼ぶ者あり）ないですよ。表でその他はないので、再開して30分だけ条文に入りますので、よろしく願いいたします。

では、暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後3時30分開議

○森戸座長 議会基本条例策定代表者会議を再開いたします。

冒頭、白井議員の方から、18市を調べていただきまして、インターネットで議会基本条例というのを出して、そこから18市を調べていきまして、前文が何字あるかというのを全部数えていただきました。これ、資料としてお配りしてもいいと思うんですが、この18市の平均は606字であると。小金井市議会が521字ということなので、平均よりも下ということであるのではないかという資料も頂きましたので、そのことはご報告をいたします。白井議員の方から頂いた資料なんですが、皆さんにお配りしたい。しなくてもいいですか。非常に努力の成果が出ておりますので、これはご報告をさせていただきます。

これから条文の議論に入ります。冒頭、条文の議論に当たって、どういうふうに進めるかなんですが、この間、作業部会の組織図があって、一致した条文について、作業部会で議論してもらおうということにしていたんですね。（「前文は渡さない」と呼ぶ者あり）前文は、作業部会ではなくて、全体で議論するというので、条文についてはそういう議論でした。

一致した部分というのを、どこまで一致するのかというところの議論ができていなくて、条文全

て一致していくということになるのか、方向性を一致して、あとを作業部会に任せるのかという辺りが、ちょっと細かなところで十分に議論できていなかったなと思っていますが、やってみないと分からないのかなというところもあって、まず第1条、第2条を進めてみて、大幅に何かずれるなということであれば、またいろいろ検討する必要があるかなと思うんですが、そういうことで、まず議論を進めるというふうにしたいと思うんです。

途中で必要がある場合は、もうちょっとこういうふうに変更しようということで、やり方を方向転換することも皆さんと協議したいと思うんですが、よろしいでしょうか。まずは、ちょっと周りだけ議論していてもしょうがないので、条文の議論に入ります。

それでは、第1章は活動原則であります。目的については、「この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることを目的とする」と述べています。委員長の案は相当長かったんですね。しかし、目的というのは簡潔に述べた方がよいということで、こういう書き方で一致をしたということではありますが、この点で皆さんの方からご意見などがありましたら、提案をしていただきたいと思います。（「本当に根本的のところだな」と呼ぶ者あり）本当に骨だけ書いたという感じですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 いいですか、これは。（「ちょっと待ってよ。総則の話、これはどうするんですか」と呼ぶ者あり）それで、これは事務局の方からでいいのかな。一般的に法文では、総則という形になっているけれども、活動原則ということでもいいのかと。第1章の名目なんですけど、言い方なんですけど。

○飯田議会事務局次長 一般的に、地方自治法でも何でもそうなんですけれども、総則というものが設けられておまして、いきなり活動原則というふうになっているのが少ないもので、体裁といえますか、そういったものを整えたいかがかなということで、ご報告いたします。

○片山議員 これ、多分章立てのタイトルを考えることから始めたというか、報告を聞いたような気がしたんですけれども、第1章、第2章それぞれという形で。だから、総則という話は何か、特に報告というか、議論の中で、報告があったかどうか忘れてしまったんですけれども、余り聞いていなかったんですが、そう思ってよろしかったでしょうか。（「最初は章立て、なかったよね」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 章立ては最初、なかったんです。みどり・市民ネットから、章立てにした方がいいのではないかというご意見があつて、みどり・市民ネットのも第1章、総則になっているんです。

（「そうでしたか」と呼ぶ者あり）それで、「お互いの意見の違いを認め合い、市民に信頼される活動を目指す」というのが第1章の提案として出されたわけなんです。

章立てにすることは、全体的にはいいという話になったんですが、全体としては、目的は別にしても、第2条、第3条、第4条というのは、総則というよりも活動原則なのではないかということになって、第1章、活動原則みたいな言い方になったのかなと思います。

○飯田議会事務局次長 例えばの例でございますけれども、第1章、総則として、第1条、目的、

第2条、基本理念というような形で整えてから、第2章で議会と議員の活動原則というような形で、実質的に、ここにある第1条を持ってくるというようなことで、ちょっと総則というものを付ける形で整えると法文らしくなるのかなと考えております。

○森戸座長 目的だけを総則にするのかなと、これで言うと。今の話だと。

○白井議員 今、次長がおっしゃられたこと、僕もちょっと意見として言おうと思っていたんですね。ただ、一方、一応情報としてちょっとお伝えしておきますと、八王子市の議会基本条例でいきますと、今の小金井市のたたき台と全く同じような形なんですよね、実は。第1章で総則、これは総則とあるんですけども、第1章の章立ては総則。あと第1条では目的、第2条で議会の活動原則、第3条で議員の活動原則と。第2章、市民との関係ということで、ここから第2章が始まると。なので、これは小金井市と一緒になんです。

ただ、私、ちょっと今、持っている議会改革白書2013年度版を見る限り、飯網町、只見町、松阪市、沖縄県うんぬんと、2012年に制定された議会基本条例があるんですけど、基本的には、ほとんどが第1章、総則で、第1条、目的もしくは基本理念、基本理念がないのもありますけれども、そこだけを指して第1章。第2章以降で活動原則、もしくはその他の条項という形でまとめられているところが多いです。という情報だけ、まずちょっと付け加えておきます。

○森戸座長 今、そういうご意見もあって、第1章、総則というのがノーマルなものになっているということですね。

どうですか。

○中山議員 どちらでも構いません。

○五十嵐議員 余り変えないことを原則に、体裁を整えるということを見ると、第1章の活動原則を総則にして、あとは手を加えないで、第2章は第5条から始まるみたいな形で、そこだけ直すというのはどうでしょうか。

○森戸座長 第1章は総則。（「第2章はどこから始めるの」「今までどおり」と呼ぶ者あり）

○飯田議会事務局次長 今のご意見なんですけれども、活動原則とか会派とかいうことは、ちょっと総則にはなじまないような気がいたします。ですので、第1章、総則で目的、第2条のところを第2章として議会及び議員の活動原則とか、そういった形で章立てしてはいかがかなと思っております。

○五十嵐議員 なじまないということであれば、すぐ引っ込めます。次長の言うとおりで結構でございます。

○森戸座長 これは何で活動原則としたかという、議会と議員があつて、そうすると第2章が長くなるというのがあって、表題が。活動原則ということだけにしたんですよね。なので、これはそのまま生かすということはどうですか、問題はないですか。とりあえず。（「総則に入らなければよろしいかと思えます」と呼ぶ者あり）総則に入らなければいいもんね。（「多摩市も同じような文言を使っていたりしていますので」と呼ぶ者あり）ということなので、一応第2章、活動原則を第2条の前に入れるということよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 次に、(「第1章は総則」と呼ぶ者あり)第1章は総則ね。

目的だけでもやむを得ないよね。これ、基本理念とかを入れると、また新しい議論を……。

(「新しい議論になりますね。ただ、そういうのを入れている市は多いです」「第2条のところは第2章」と呼ぶ者あり)では、それは入れるということで。

次に、第2条、議会の活動原則です。第1号から第5号。

○五十嵐議員 一つは、第2条の1に公開性、透明性、公正性であるんですけど、公正性というのがちょっとよく分からないんですけど、公平性ということかなという思いもするんですけど、公正性という言葉でいいんでしょうかというのがちょっと気になったんですね。それが一つです。

それから、「議会は、次に掲げる原則を基本として活動する」とあるんですが、基本原則なので、「活動しなければならない」くらいの言い方でもいいのかなという気がしたんですが、いかがでしょうか。

それから、前の集約用紙を見ると、改革連合の方から、第2条の第4項ですか、「意見の違いをお互いに尊重し合い、全ての会派が」というのは、「議員は」と訂正したらという意見が出ているんですが、この辺はどんなふうにおさまったのかとかいうか、なったのか。話合いの結果、「全ての会派が」ということで終わったのかどうか、ちょっとその辺だけ確認をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○森戸座長 公正性というのは余り議論にならなかったんですが、他市の議会基本条例でも、公正性、透明性、公開性という、この文言は入っているわけですよ。そういう点で言うと、公正な、正しく、文言のとおりで、公正性をきちんと確保しなさいよということだと思んですが、ちょっと文言上……。 (「広辞苑を」と呼ぶ者あり)では。

○飯田議会事務局次長 広辞苑をお読みいたします。公正とはということで、公平で邪曲のないこと、明白で正しいこととございます。

○森戸座長 公平で邪曲がない。だから、公平も含まれているということですよ、公正の中に。ということですね。

「活動しなければならない」というのはご議論があると思います。

「全ての会派が」という第4号なんですけど、これは議論があったところで、議会の活動原則であるということから、議会は会派の構成によって運営をされているということから、「全ての会派が」という文言を入れた方がいいのではないかとということで、「全ての会派が」ということを入れた、盛り込んだということです。

「議会は、次に掲げる原則を基本として活動する」という規定と、それから「しなければならない」という義務規定の違い。これ、ちょっと事務局の方で、法務上どう違うかという。どっちが強力なんですかね。(「「しなければならない」、義務になる」と呼ぶ者あり)義務ですね。

(「「しなければならない」が一番強いです、義務規定ですから。「するものとする」という形でいくと、それよりはニュアンスは緩い形になる」と呼ぶ者あり)そうですね。有名な話があります

が、「するものとする」というのはやらなくてもいいことも含んでいるというような、ちょっと解説があったりして、そう問われるものではないということですよね。

○百瀬議員 第1条の方で、議員に関しては活動原則と言っておりまして、議会に関しては運営の原則と言っているんですが、この第2条との整合性をどうするのかなど、ちょっと言葉が違うので。要は、議員は活動原則で、議会は運営原則と言っていて、第2条では……。

○森戸座長 第1条では言っている。

○百瀬議員 第1条で言っていて、第2条では、原則として活動すると、議会は。これは運営ではないのかなという気がします。

○森戸座長 それはそうだね。整合性が取れていないということですね。議会運営の原則。第2条の表題、議会の活動原則とあるわけですけど、これは第1条と整合性が取れていないと。第1条は議会運営の原則となっているということなので、文言をそろえた方がいいのではないかとということですよね。それが百瀬議員の提案です。これは確かにそういうことかなと。だから、書いてある中身は、議会運営というよりも議会活動なんですかね。議会活動の原則ですかね。

○飯田議会事務局次長 「運営」という言葉をちょっと引かせていただきますと、組織、機構などを働かせることということになっております。「活動」の方は、働き、動くことということで、「活動」は個々の議員活動ということになるかと思うんですけども、議会という組織の活動となると、「運営」というのが適しているかもしれません。

○森戸座長 では、議会運営の原則。議会運営の括弧のところですね。第2条の前の括弧のところは（議会運営の原則）ということで、「活動」というのを取ります。よろしいですか。

あと、五十嵐議員から、「基本として活動する」を「活動しなければならない」という、もう少し強い文言で言うてはどうかというご意見がありましたが、その点はいかがいたしましょうか。そうすると、議員の活動原則も「活動しなければならない」というふうにすると。会派はどうですか。「会派は結成するものとする」でよろしいですね。

これは、当初、委員長案は「活動するものとする」という非常に曖昧な言葉にしていたんですね。それに対して皆さんからご意見を頂いて、かなり強い文言になったと。

○白井議員 第2条の括弧書きのところを（議会運営の原則）にしますよね。そうすると、第2条の条文のところは、「議会は、次に掲げる原則を基本として活動しなければならない」と。ここは「活動」のままでよろしいのでしょうか。上が、タイトルが運営原則ですよ。となると、それに従うのであれば、「運営しなければならない」という文言になると思います。

そういった考えで見えていくと、各条項が、例えば「目指す」とか「ものとする」とか「反映させる」、「努める」、「行う」という言い切りがあったり、結構ニュアンスがばらばらなんですけれども、各条項がニュアンスがばらばらなのは特に問題はないのでしょうか。そこはちょっと意見をお聞きしたいところです、ちょっと違和感がありましたので。

あと、特に「ねばならない」と書いてある条文の条項に「努める」というのがなじむかどうかというのもちょっと分からないので、意見を聞きたいところがあるんです。（「片方で「ねばならな

い」と付いて、中身で「努める」と」と呼ぶ者あり) 個別には、きちんとやるべき、やらないといけないと書いてあることがあれば、これについては努める、いわゆる努力義務、そういった形でもいいのかなという気はするんですけども、条例としてのバランスを見たときにいいのかなどうか、そこはちょっと、すいません、どなたか意見を頂ければと思います。言いつ放しですみません。

○森戸座長 全体を直さなければいけないでしょうね。

会津若松市議会は、議会の活動原則で「原則に基づき活動しなければならない」としています。第1号として「公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと」という言い切りになっています。

(2)は「市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること」ということになっていて、「努める」ということはあるんですね。でも、何となく、確かに、「しなければならない」と義務規定を取っていて「努める」というのは(「弱いのではないのということでしょう」と呼ぶ者あり) 整合性が取れるのか、議論をする必要があると。

○五十嵐議員 第1項、第2項、第3項と行く中身が、ちょっといろいろ種類が出てくると。だから、具体的には、例えば「市民に信頼される議会を目指す」とか、それは「市民に信頼される議会を作らなければならない」というよりは、やはり「目指す」だろうと思うんですよ。だから、そういうふうに個別には、「努めなければならない」とか「目指す」とかというふうに、具体的にになると出てくると思うんですね。だからこそ、それをひっくるめた、第2条の一番最初の文言はちょっと強目に言った方がいいのかなという気がするんです。

○森戸座長 というご意見がありますが、どうでしょうかね。これ、持ち帰らないといけないのかな。

○宮下議員 今、聞いていると、提案に対して明確な反論はないのかなと思っていて、要するに、例えば第2条のところで、冒頭「基本とし、運営しなければならない」となるのかな、というまとめ方に対して、否定するような意見は出ていないし、あと、細かい「させる」とか「する」とか「努める」とか「何々するものとする」という語尾の部分は、作業班の方で調整してもらえばいいのかなと思うんだけど。

○森戸座長 細かいところはね。ということで、どうですか。だから、「なければならない」と変えるのは、かなり根本的な変え方なんですよ、義務規定になっていくから。義務規定にはならないという議論がちょっとあったから、それは各会派が持ち帰らないと、なかなかいいですよというふうにはいかないのではないかなと。

○五十嵐議員 ここの部分が、ちょうどという言い方は変ですけど、さっきのあれで、議会の活動原則でなくて議会の運営原則になったわけですよ。そしたら、第2条の部分は「議会運営は、次に掲げる原則を基本とする」という感じで切ってしまったらどうでしょう。(「「運営」を前に持ってくるということね」と呼ぶ者あり)「活動する」ではなくなったので。活動だと「しなければならない」という感じもするんですけど、運営に関する原則だから「基本とする」でもいいのかなと思ったんですね。(「では、「ねばならない」というふうにはしないということ」と呼ぶ者あ

り)

○森戸座長 皆さん、いかがですか。（「これは異論ないのではないの」と呼ぶ者あり）

○水上議員 僕も「基本とする」でいいと思うんですよ。「しなければならない」ということになると、もう一回この中身を精査しないと何となく、要するに、義務規定になってくるわけだから、僕は「基本とする」という形の方がいいのではないかと。条文によって、項目によって、例えばもっと強い言い方でできるものは、そういう強い言い方にするという形で整理した方が、第2条全体が「しなければならない」ということになってくると、もう少し精査しないといけないかなという気持ちがあつて、ずっと見ていたんですけども、「基本とする」ということで僕は、あと各項目の具体的な内容が書かれているので、それでいいのではないかなという気がします。

○森戸座長 いかがですか、ほかに意見は。ないので、よろしいですか。本当はあるけどと後で言われても、一事不再議の原則がありますから。（不規則発言あり）後で言ってもいいですよ。いいですけど、ちゃぶ台をひっくり返すようなことにならないようお願いしたいと思いますが（「賛成です」と呼ぶ者あり）いいですか。

では、ちょっともう一回確認しますが、第2章の活動原則というのは、これはこれでいいんですかね。「運営と活動の原則」みたいにしますか、タイトル。というのは、第2条を議会運営の原則とするわけですよね。活動原則だけではないではないですか。だから、「議会運営と活動の原則」みたいにした方がいいのかな。

○白井議員 例えば、これは同じような話で、只見町議会では、「議会運営及び議員活動の原則」とまとめて、ちょっと長いですけども。それでいいのかなと思います。その方が（「分かりやすい」と呼ぶ者あり）そうですね、端的に表して。

○宮下議員 多摩市の例だと、第2章、「自治体の意思決定を担う議会の基本原則」という表現にしているんですね。

○森戸座長 「議会の基本原則」ね。（「そう。「議会の基本原則」という言い方をしている」と呼ぶ者あり）「議会運営及び活動の原則」とするか、「議会の基本原則」。

○林議員 ただ、小金井市の場合は、第2章で、議会と議員とが別々になっているので、私は「議会運営と議員の活動原則」とした方がいいと思います。

○森戸座長 そのままでいきたいと。どうしましょう。

○宮下議員 一応私としては、そんなにめちゃくちゃこだわるようなところではないかなと思ってるので、まとめる方向であれば、それでいいと思うんですけど。

○森戸座長 では、第2章、「議会運営及び議員の活動原則」でいきますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、そのようにします。

括弧の（議会の活動原則）は（議会運営の原則）と訂正します。

第2条は、「議会運営については、次に掲げる原則を基本とする」と。「議会運営」なんだね。（「議会の」と呼ぶ者あり）「議会の運営は、次に掲げる原則を基本とする」ということでよろし

いですか。

「全ての会派が」というのはよろしいですかね。「意見の違いをお互いに尊重し合い、全ての会派が言論の府にふさわしい議会運営に努める」と。

○中山議員 前、改革連合の方から、議員個人が会派単位かということで、「全ての会派」を「議員」にしてはというご意見はあったんですね。私は別にどちらでもいいと思っているんですが、そこは一定議論しておいた方がよろしいのではないですかね。

○五十嵐議員 改革連合なんですけれども、ここの部分は、議会の運営の原則なので、むしろ会派の単位の扱いの方がいいかなという気もしてはいて、ちょっと、このままでもいいのかなという思いに至っております。

○森戸座長 では、一応問題提起を中山議員からも頂いたんですが、提案しているところから、このままでもいいということですので、このままでもいいと思います、よろしいですか。

この第2条の項で、皆さんの方で何かありますでしょうか。と言っているうちに4時を過ぎてしまいましたので、第2条でちょっと、現時点で終了、ここの議論は終了してよろしいですか。この条項は一致をしたということによろしいですか。

○湯沢議員 文章なんですけれども、「適正に、かつ公正性及び効率性を持って行う」というのはちょっとおかしいかなという気がして、第2号です。「適正かつ公正及び効率的に」とか、そういう表現になるのではないかと思うんです。

○森戸座長 「適正に」という「に」が要らない。

○湯沢議員 「公正性及び効率性を持って行う」というのが、ちょっと表現がおかしいのではないかと思うんですよね。

○森戸座長 「公正性」の「性」を取った方がいいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）適正かつ公正及び効率を持って行われているか。（「最後は「効率的に」」と呼ぶ者あり）「適正かつ公正及び効率的に行われているか、監視、評価するものとし」ということですね。今、そういう提案がありました。

○鈴木議員 第5項なんですけど、「小金井市議会の委員会条例、会議規則及び先例または申合せ」とあるんですよ。申合せだけではなくて先例を入れたというのは、何か理由があったんでしょうか、前回の議論の中で。

○森戸座長 これは、先例も含めて、ある意味、申合せと同じような位置付けになっていることがあって、これを入れさせていただいたと。

○鈴木議員 ということは、今の話だと、申合せ以外の先例に基づいているものが何かあるというご理解なんですかね。

○森戸座長 あります。本来なら、議会先例集というのを作っておかなければいけないんですよ。八王子市議会は、議会先例集があるんですよ。どういうことかということ、先例としないということなんか結構あるではないですか。例えば、ごめんね、ちょっと例を挙げると、本会議場で、まだ予定をされていない、これから出ようとしている条例の資料要求をしたことがあったんです。そん

なことはあり得ない話なんだけれども、時間的な問題もあってそれを認めたということなんかもあるんだけど、そのことは、今までで言うと、条例案が出て初めて資料要求をすることができるということは、ある意味、先例だと思うんですが、その先例ではないやり方をやったわけですね。先例としない、これは前例としないよ、今回限りだよというようなことでやったこともあったと思うんですよ、思い起こせば。だから、そういう先例というのは、皆さん、気付かないと思うんですが、幾つもあると。

○加藤議会事務局長 今、座長がおっしゃっていただいたとおりなんですけれども、先例については、議会事務局で先例集というのは、このぐらいの厚みのものが四つほど、過去からのものは実はあります。ただ、それがちょっと最近、どこの時点ですっと更新しているかというのがなかなか、そこまで追いつかないという実態があるのと、あと、確かこの先例の議論をしたときに、今、座長からお話があったように、例えば今あるハンドブックであるとか、会議規則も含めて載っていないもので、分かりやすく言うと、今、常任委員会ですら所管事項をやっていると思うんですけど、あれの位置付けはどうかというと、所管事項というのは、ハンドブックには、質問事項の一覧を正副委員長に配付、委員には配付しないこととしたと、これだけなんです、実は載っているのは。この位置付けがどうでかというものは何もなく、今あのような形でされているというのも、一つの先例に値するんですね。

では、ほかの、どこの規定でもってあれをやっているのというと、それは実はないんですね。先例によって、そういう形でやっているという形のものがありますので、そういったところで、今までのそういう経過を無視するわけにいかないんで、この先例というのはやはり入れておくという、確かそのような議論はした記憶があります。

○森戸座長 だから、本当は、その先例集をきちんと本にして、各議員にも配らなければいけないんです。それが何か徹底されていないから、どんどん、何かいろいろなことが変わってきて、今までこうだったのに、何でこういうことがどこかの委員会で認められてしまったとかということが結構あって、そういう意味で、この先例というのは、ある意味、議会基本条例を策定する中でも、私たちがしっかりと見ていかなければいけない部分なんですよ。

○宮下議員 すいません、今までの議論は、これがずっと残っていたんですけども、冷静に考えてみると、我々が今、議会基本条例を作って、会議規則とかいろいろなものを整備していく中で、全部やり終わった後に、先例と申合せ事項が残るんですかね。

○森戸座長 先例は残ってくる可能性が、多分やり切れないと思います。その先例集を公開してもらって、なおかつ、今日時点の先例は何なのかというのを出していかないといけないんですよ、本当は。（「作業部会は大変だな」と呼ぶ者あり）それをやるとちょっと大変なのでね。だから、今は、当面、先例は先例として残しながら、将来的には、この先例をどう申合せとルールに、表に持ってきておくかというのは課題だと思いますよ。だから、先例というのは入れておいたんです、一応。

○鈴木議員 先例のいきさつについてはよく分かりました。今、まさに座長がおっしゃるとおりで、

その先例の整理をどこでやるかというところを、いたずらに時間をかけるつもりはないんですけど、それを一定整理する必要というのは、どうなんでしょうか、ない……。

○森戸座長 これは、多分数年かけないと整理ができないと私は思っていますね。（「40年の蓄積がありますので」と呼ぶ者あり）そう。それをもう一回全部見直してということになると、先例集策定特別委員会を設けて、2年がかりぐらいでそれぞれ精査をしていく作業を行っていく必要があるのではないかと思います。

多分、局長たちは、自分のノートに先例集をずっと作っていらっしゃって、それを引き継ぎ、引き継ぎで持っていらっしゃるだろうと思うし、新たに、例えば、どの局長も優秀なんですけど、局長の方が自分で先例をまとめて、きちんとノート化をされているだろうと思うんですよね。ということですよ。作っていますよね。

ということなので、これは課題なんですよ、でも。表に出ていなくて、慣例とか、こういうことでやっているものが幾つもあると。分かりますよね、大体。（不規則発言あり）そうですね。

○小林議員 素朴なところで。例えば議事進行の扱いなんか、私、ちょっと4年半やっていて、いまだに分からなくて、ハンドブックに書いてあるのはまたちょっと違って、これが先例にあるのであれば、そういうものがあるのであれば、ちょっと掘り起こしておく必要がある。議会基本条例をまとめて、これは別よ、慣例、習慣だよということではやはりちょっとまずいなとっていて。ものによっては整理をして、それを消すとかうんぬんではなく、整理をしていかないと、わざわざ高らかに「できました」と言い切れないものになってしまうといけないと思いますね。

○森戸座長 そうですね。各議会によって全然違うんですよね。関連の取り方も、関連はあり得ないとか言われたことがあって、ある議会で。「え」とかね、斎藤議員。（不規則発言あり）そう。小金井市ぐらいですよ、関連というのは。これも、だから、先例ですよ。議事進行もそうだし、では、議事進行の意味合いは何なのかと。ある意味、アバウトにしているところもあるんですよ、政治的には。（「4問目の質問もオーケー」と呼ぶ者あり）そう。ということも含めた戦術の部分もあったりして、（「これは是非、やはり議事録に残っていくとすばらしいな」「先例集でなくて戦術集だ」と呼ぶ者あり）戦術集があるんだよね。そこは議会の知恵ですよ。

ということで、おっしゃるとおりで、議事進行とは何ぞやというのの先例をちょっと出してみてもらってもいいですか、例えば。（「それはちょっと先例であるかどうか」と呼ぶ者あり）ないか。

○小林議員 要は、作業部会に入る段階で、そういった見直しの中で抵触しそうなところの先例は、できれば洗い出しておいていただければという。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 大変なことだね。

○加藤議会事務局長 とりあえずそういう、ちょっと課題となりそうところは項目だけでも出していれば、この後、作業部会の方に、もしこの作業を移すということであれば、そのときに一定、そこの作業に入る前までに、こちらの方でお調べできるところはお調べできますし、この場でお話しできるところは当然お話しするんですが、この場でちょっと即答できないところについては、そこのときまでに、ちょっとこちらとして先例なり何なりをお調べするということはできます

ので、そういう運用で先に、もし進めていただくような形を採っていただければスムーズに行くかなと思いますので、調べられるところは、作業部会に入るまでには一定調べておきます。

○森戸座長 では、そういうことで調べていただくと。

それで、ちょっと時間があれなんですけど、どうしてもと。

○五十嵐議員 ちょっと一つ忘れていた。第3項の最後に「市政に反映させる」という言い方がありますね。「市民の多様な意見を常に的確に把握して、政策立案等に活かして、市政に反映させる」と。それで、議会は、政策立案、政策提案をして、市政に反映させるまでに、提案したものを執行の方に持って行って、予算を付けて初めて反映するんだと思うんですよ。そういう意味では、ここでストレートに「反映させる」と言い切ってしまうと、ちょっと行き過ぎているような気がして、「政策立案や政策提案に活かす」か、さもなければ「市政に反映させるよう努めるものとする」とするか、ここで言い切ると、ちょっと踏み込んでいるかなという感じがするんです。

○森戸座長 分かりました。

まだちょっとご意見があるようです。湯沢議員から提案があった第2号の「適正かつ公正及び効率的に」というところもあって、引き続き議論するということになりますかね。そういうところを固めて作業部会におろしていくということにしますか、細かいところを含めて。

ただ、五十嵐議員がおっしゃったところというのはちょっと根本的なところがあるので、これはもう一回議論する必要があると思うんです。

○宮下議員 今、五十嵐議員がおっしゃった第3号の部分は、結構この条文の骨子に関わるところで、ちょっとこれは議論が必要かなと思うんですけども、その前の湯沢議員の言った「適正かつ公正及び効率的」という、文言の微妙な調整の部分は作業部会に任せるという考え方でいいのではないかなと思うんですけど、どうですか。

○森戸座長 どうでしょう。

○鈴木議員 それでいいのではないかなと、効率性を図るということで。伝えやすいではないですか、作業部会に送るときに。そういう意味でも、作業部会にお渡しして、少し仕事を作ると言ったらおかしいですけど、お任せしたらどうでしょう。

○林議員 効率的にやるのが全ていいのかという、私はここは根本的なことではないかと思うんです。効率を目指せば、今日これだけの時間をかけてやったことが本当に効率的かと言えば、そうではないかもしれない。でも、これは必要な時間だったから、これだけかけて、みんなが知恵を絞りやってきて、一定の共通理解を生んできているわけですから、効率的な運営を目指すのはそうなんですけれども、効率的であることが至上ではないと私は思うので、それを作業部会で検討するのか。でも、私はここで、一定の皆さんの共通理解を得た方がいいと思います。

○中山議員 ここは第2章、第2条で、議会の運営の原則というか基本ですよ。ですから、議会運営という意味での効率性のことだと私は認識しているんですけど、違うんですか。

○森戸座長 これは、執行機関、事務執行が適正に、かつ公正性、効率的に行われているかということだね。事務執行なんですよ。そっちなんですよ。

○林議員 すみません、認識を間違えていました。失礼しました、取り消します。

○森戸座長 議会運営を効率的に行うかどうかというのはなかなか難しいところで。だから、これはいいですね。だから、そういう、意味を変えないで、文言上こうした方がいいというのは作業部会に送りたいと思うんです、ここの議論は。これで意味が変わるわけではないから。いいですね。

あと、先ほどの(3)については、ちょっと根本的な議論になってきますので、この点は次回、議論をしたいと思いますので、ちょっとそこが一致しないと作業部会にはおろせないと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、今日は、皆様のご協力をいただきまして、条文第2条まで行きました。ありがとうございました。ここで条文の議論を終わりたいと思います。

その他で、皆様の方で何かございますでしょうか。よろしいですか、ここのところはね。

○鈴木議員 前に説明を受けたかもしれないんですが、一つ確認したいんですけど、この議会基本条例策定代表者会議は、議長の諮問機関、議会の諮問機関、どういう位置付けでしたか。そこをちょっと確認させてもらいたいです。要するに、特別委員会と同じ位置付けで私たちは集まって、こうして会議をしているのか。それとも、議長の個人的な諮問でやっているのかどうかということ。これはどちらでしたか。

例えば、この先、仮に、どこか視察の必要性が出たときとか、こんなことはないと思うんですけど、公務災害とかのときに、万が一のときに、こういうときはどうなるかということをちょっと確認させて、していましたかね。

○森戸座長 それは要綱で設置をされていますから、当然議会の諮問機関ということになります。公務派遣でありますので、当然公務災害は適用されるということですよ。私がしゃべってしまいましたが、事務局、何かありますか。

○加藤議会事務局長 そのとおりで、議長の諮問というと、例えば、今ある議会報の編集委員会とか、あと昨年ですと、会派協議会というのを開いていたんですね。あの辺は、いわゆる議長の権限に専属するもののうちの、この部分をやっていただいていると。広く議会のという意味では、常任委員会とか特別委員会の中が、いわゆる議会の中におけるという位置付けで、今回、要綱設置でこの部分としていますから、この代表者会議は議会の中にと。

これから話が出るのかもしれませんが、作業部会は、この議会基本条例策定代表者会議の中に置いているという位置付けになるんですかね、ニュアンスとしては。

○森戸座長 ということです。

それでは、本日は議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時28分閉会